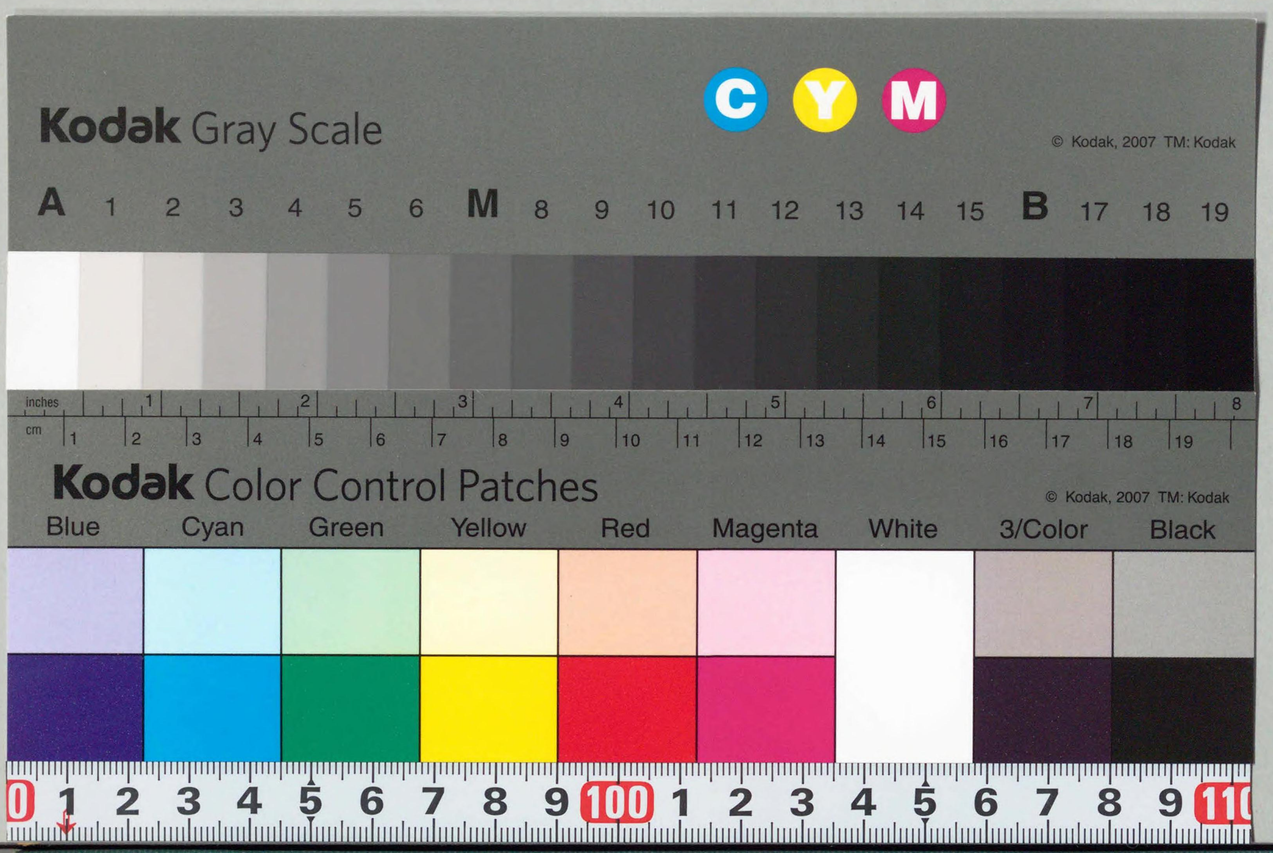

BZ-7-22
*89W97551 *

W
ヰ3N45

昭和二十七年七月

第十三国会（休会以降）

参議院人事委員会審議要録

参議院人事委員会専門員室編

4

BZ
7
22

第十三国会会期一覧

	会期	備考
26.12.10～27.5.7 （開会）	150日	通常国会
27.5.8 ～〃6.6	30〃	延長第1回
〃6.7～〃6.20	14〃	〃2〃
〃6.21～〃6.30	10〃	〃3〃
〃7.1～〃7.30	30〃	〃4〃
〃7.31（閉会）	1〃	〃5〃

国立国会図書館
44.10.29

89W97551

目次

一、参議院人事委員会議事経過日程表 …… 1
二、人事委員の辞任及び選任 …… 54
三、議案審議 …… 59
(A) 議案審議経過表 …… 〃
(B) 連合委員会審議経過表 …… 61
〔Ⅰ〕 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案 …… 62
〔Ⅱ〕 公務員等の懲戒免除等に関する法律案 …… 68
〔Ⅲ〕 海上警備隊の職員の給与等に関する法律案 …… 73
〔Ⅳ〕 日本国との平和条約の効力の発生及びアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施等に伴い国家公務員法等の一部改正する等の法律案 …… 77
〔Ⅴ〕 昭和二十七年度に於ける行政機構の改革等に伴う国家公務員等に対する退

地手当の臨時措置に関する法律の特例に関する法律案……79
〔Ⅵ〕昭和二十七年度における国家公務員に対する臨時手当の支給に関する法律案……84
〔Ⅶ〕保安庁職員給与法案……88
〔Ⅷ〕国家公務員法の一部を改正する法律案……92
〔Ⅸ〕国家公務員の職階制に関する法律第四条第一項第三号による職種の名称及び定義の件……95
〔Ⅹ〕国会職員法等の一部を改正する法律案の付託変更の申入……99
四　本会議における緊急質問……101
五　国家公務員の給与問題等に関する実情調査……102
六　参議院人事委員会付託請願及び陳情……114

一、参議院人事委員会議事日程表

第十三回国会休会以降（一月二十二日～七月三十一日）

委員会（第四回）	2、4（月）	1　国家公務員の給与問題及び公務員制度について人事院当局（滝本給与局長）に対し質疑を行った。 2　理事の互選 石川理事の補欠として宮田委員を理事に互選した。
本会議	〃	人事官の任命に関し、内閣から国家公務員法第五条の規定により本院の同意を求める旨の要求により、入江誠一郎君を人事院に任命することに同意を与えることに決した。 （議運）
	2　12（火）	○意見書受領 「一般職の職員の給与に関する法律に定める勤務地手当

支給地域区分表の改正に関する意見」が人事院総裁浅井清君から佐藤議長宛、一般職の職員の給与に関する法律第二条第六号及び国家公務員第二十三条の規定に基き提出された。

委員会（第五回）

2.25（月）

1 勤務地手当支給地域区分の改訂に関する人事院意見その他について人事院から説明を聴き質疑を行った、

2 請願、陳情審査

請願（七七件）陳情（九件）は議院の会議に付するを要するものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、請願書第六〇九号及び陳情書第二四五号を審査した。

3 懇談会

イ 地域給追加勧告の取扱について

ロ 職階制に関する法律による職種の名称および定義の国会提出に関して、

ハ 営林労務者の取扱について

2.27（水）

○議案付託（予備審査）

議長は、左の内閣送付案を人事委員会に付託した。

「一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案」（閣法第四一号）

委員会（第六回）

2.28（木）

1 議員派遣（十二月十五日付許可）に関する派遣議員の報告（千葉委員、第二班吉田委員）を聴いた。

2 「一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案」について、保利内閣官房長官より提案理由の説明を聴いた後保利内閣官房長官及び大蔵省当局に対

して質疑を行った。

3 勤務地手当支給地域区分の改訂に関する政府当局の取扱いについて保利内閣官房長官に対し質疑を行った、

4. 請願審査請願書第六〇九号は、議員の会議に付するを要するものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定した。

3 4（火）

○山林労務者に関する懇談会

特任委員会庁舎会議室にて山林労務者の特別職要望について、左の出席のもとに懇談をした。

（本院人事委員会）カニエ、千葉、宮田、加藤、木下、森崎、吉田、紅露、各新旧委員、専門員室各員

（人事院）矢倉公平局長、宮崎世話課長

（林野庁）幸田林政部長、岡崎労務厚生課長、萩輪国有林課長

（全林労）吉本、山崎、高橋、甲田

委員会（第七回）

3、5（水）

1「一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案」（勤務地手当支給地域区分の改訂）について人事院当局に対し質疑を行った。

2 国家公務員の給与問題に関する調査のため議員派遣要求をすることに決定した。

3 懇談会

イ 給与準則に関する件

ロ、「一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案」（勤務地手当支給地域区分の改訂）修正の件

ハ、国家公務員の職階制に関する法律第四条第二項及び第三項の運用（職種の名称及び定義の取扱）について、

ニ、参議院規則第七十四条（委員会所管事項）改正の件

専門員室で常任委員会庁舎会議室において退職年金制度（新恩給法案）試案要綱につき人事院給与局次長慶徳庄意氏より説明をきいた。

本会議

3.6（木）

日程第十二乃至第七十六の請願、日程第八十二乃至第八十九の陳情は、人事委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致を以て採決され、これを内閣に送付することに決した。

3.11（火）

○議案付託

ロ、職階制に関する法律による職種の名称および定義の国会提出に関して、

ハ、営林労務者の取扱について、

2.27（水）

○議案付託（予備審査）

議長は、左の内閣送付案を人事委員会に付託した。

「一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案」（閣法第四一号）

委員会（第六回）

2.28（木）

1、議員派遣（十二月十五日付許可）に関する派遣議員の報告（千葉委員、第二班宮田委員）を聴いた。

2、「一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案」について、保利内閣官房長官より提案理由の説明を聴いた後保利内閣官房長官及び大蔵省当局に対

して質疑を行った。

3 勤務地手当支給地域区分の改訂に関する政府当局の取扱いについて保利内閣官房長官に対し質疑を行った、

4 請願審査請願書第六〇九号は、議員の会議に付するを要するものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定した。

3.4（火）

○山林労務者に関する懇談会

常任委員会庁舎会議室にて山林労務者の特別職要望について、左の出席のもとに懇談をした。

（本院人事委員会）カニエ、千葉、宮田、加藤、木下、森崎、吉田、紅露、各新旧委員、専門員室各員

（人事院）矢倉公平局長、宮崎世話課長

（林野庁）幸田林政部長、岡崎労務厚生課長、蓑輪国有林課長

（全林労）吉本、山崎、高橋、甲田

委員会（第七回）

3.5（水）

1 「一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案」（勤務地手当支給地域区分の改訂）について人事院当局に対し質疑を行った。

2 国家公務員の給与問題に関する調査のため議員派遣要求をすることに決定した。

3 懇談会

イ 給与準則に関する件

ロ 「一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案」（勤務地手当支給地域区分の改訂）修正の件

八、国家公務員の職階制に関する法律第四条第二項及び第三項の運用（職種の名称及び定義の取扱）について、

二、参議院規則第七十四条（委員会所管事項）改正の件

専門員室で常任委員会庁舎会議室において退職年金制度（新恩給法案）試案要綱につき人事院給与局次長慶徳庄意氏より説明をきいた。

本会議

3.6（木）

日程第十二乃至第七十六の請願、日程第八十二乃至第八十九の陳情は、人事委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致を以て採決され、これを内閣に送付することに決した。

3.11（火）

○議案付託

議長は、衆議院送付の左の内閣提出案を人事委員会に付託した、

「一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案」（閣法第四一号）

委員会（第八回）

3.15（土）

「一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案」（勤務地手当支給地域区分の改訂）について、特に官署指定等について、菅野内閣官房副長官、人事院滝本給与局長、尾崎研究課長、地方自治庁佐久間公務員課長に対し質疑を行った、

3.16（日）

国家公務員の勤務地手当支給地域区分改訂に関する現地の実情調査（専門員室）

駐留軍関係のモデルケースとして静岡県御殿場町周辺

		の玉穂村、原里村、富士岡村のキャムプ富士を選定、専門員室より二班に分れそれ〲現地の実情調査を実施した。
委員会（第九回）	3、20（木）	1、「一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案」（勤務地手当支給地域区分の改訂）の修正の取扱いについて協議を行った後、本法律案について国鉄労組給対部長沢田宏君から参考意見を聴くことに決定した。 2、外務公務員法案について外務委員会と連合委員会を開くことを決定した。 3、給与ベース改訂及び人事院において検討中の新恩給法並びに給与準則について、人事院当局に質疑を行った。
連合委員会（外務人事）（第一回）	3、25（火）	「外務公務員法案」について石原外務政務次官より提案理由の説明を聴いた後、政府当局に対して質疑を行った。

委員会（第十回）	3、26（水）	国鉄職員の地域給について、国鉄労働組合中央執行委員臼井享君、日本国有鉄道職員局長、大蔵省給与課長及び人事院給与局長に対し質疑を行った。
連合委員会（外務人事）（第二回）	〃	「外務公務員法案」について浅井人事院総裁及び政府委員に対し質疑を行った。
連合委員会（外務人事）（第三回）	3、28（金）	「外務公務員法案」について政府当局に対し質疑を行った。
連合委員会（外務人事）（第四回）	3、29（土）	「外務公務員法案」について政府当局に対し質疑を行い、今回で連合委員会は終了した。

委員懇談会	3.31（月）	委員会は開会せず懇談会を開会し、「一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案」の修正について大蔵省、人事院、地方自治庁及び地方財政委員会と懇談を行った。
	4.9（水）	○議案付託（予備審査） 議長は、左の内閣送付案を人事委員会に付託した。 「公務員等の懲戒免除等に関する法律案」（閣法第一五四号）
	4.10（木）	○報告書受領 人事院総裁浅井清君から、国家公務員法第二十四条に基き、昭和二十六年の人事院の業務状況報告を受領した。

委員会（第十一回）	4.14（月）	「在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律案」について外務委員会と連合委員会を開くことを決定した。
連合委員会（外務 人事）（第一回）	〃	「在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律案」について政府委員に対し質疑を行った。 今回にて本連合委員会は終了した。
	〃	○議案付託（予備審査） 議長は、左の内閣送付案を人事委員会に付託した。 「海上警備隊の職員の給与等に関する法律案」（閣法第一六〇号）
委員会（第十二回）	4.16（水）	1.「公務員等の懲戒免除等に関する法律案」について菅野内閣官房副長官より提案理由の説明を聴いた。

2.「海上警備隊の職員の給与等に関する法律案」について佐々木運輸政務次官より提案理由の説明を聴いた。

3. 懇談会

「一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案」について菅野内閣官房副長官と懇談を行った。

本会議　4.17（木）

公務員の給与改訂及び人事院の機構改革に関する緊急質問

右の件は、木下源吾君から質問し、池田大蔵大臣、保利国務大臣及び入江人事官から答弁があった。

4.19（土）

○議案付託

議長は、衆議院送付の左の内閣提出案を人事委員会に付託した。

「海上警備隊の職員の給与等に関する法律案」（閣法第一六〇号）

人事委員懇談会　4.21（月）

委員会は開会せず懇談会を開会し、「一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案」の修正についての本委員会の運営について懇談を行った。

委員会（第十三回）　4.23（水）

「一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案」の修正点について協議をし、第一案、第二案を決定し、一応委員会決定案として政府に折衝することに決定した。

尚第三案について早急に各党にてまとめることを決定した。

4.24（木）

○議案付託

議長は、衆議院送付の左の内閣提出案を人事委員会に付託した。

		「公務員等の懲戒免除等に関する法律案」（閣法第一五四号）
委員会（第十四回）	4.25（金）	「公務員等の懲戒免除等に関する法律案」について質疑を行った後、可決した。
委員懇談会	4.28（月）	委員会は開会せず懇談会を開会し、「一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案」の修正点（第三条）について懇談を行った。
本会議	〃	日程第四 公務員等の懲戒免除等に関する法律案（内閣提出、衆議院送付） 右の議案は、人事委員会理事から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

委員会（第十五回）	4.30（水）	1、「海上警備隊の職員の給与等に関する法律案」について柳沢海上保安庁長官より逐条説明を聴いた。 2、懇談会 「一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案」の修正点について協議懇談を行った。
委員会（第十六回）	5.1（木）	「一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案」の修正について第三案がまとまり結論を得た。
委員会（第十七回）	5.6（火）	「一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案」を全会一致にて修正議決した。
本会議	〃	「一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案」（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、日程に追加し、人事委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、委員長報告の通り全会一致を以て修正議決された。

委員会（第十八回）

5.8（木）

「海上警備隊の職員の給与等に関する法律案」について政府当局に対して質疑を行った。

〃

○議案付託変更

去る四月二十八日建設委員会に予備審査のため付託した左の内閣送付案は、今八日これを変更して人事委員会に付託した。

「日本国との平和条約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施等に伴い国家公務員法等の一部を改正する等の法律案」

5.9（金）

○議案付託（予備審査）

議長は、左の内閣送付案を人事委員会に付託した。

「昭和二十七年度における行政機構の改革等に伴う国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律案」（閣法第一九七号）

5.10（土）

○議案付託（予備審査）

議長は、左の内閣送付案を人事委員会に付託した。

「保安庁職員給与法案」（閣法第二二八号）

5.12（月）

○議案付託（予備審査）

議長は、左の内閣送付案を人事委員会に付託した。

		「国家公務員法の一部を改正する法律案」（閣法第一九九号）
委員会（第十九回）	5.14（水）	1. 「国家公務員法の一部を改正する法律案」について、入江人事官より提案理由の説明を聴いた。 2. 「保安庁職員給与法案」について、増原警察予備隊本部長官より提案理由の説明を聴いた。 3. 「昭和二十七年度における行政機構の改革等に伴う国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の特例に関する法律案」について、西村大蔵政務次官より提案理由の説明を聴いた。 4. 「日本国との平和条約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施等に伴い国家公務員法等の一部を改正する等の法律案」について根道調達庁長官より提案理由の説明を聴いた。 5. 人事院において検討中の給与準則及び恩給法改正案等について質疑を行った。
委員長理事打合会	5.15（木）	本委員会の定例日及び法案審査日程について協議を行った。
委員会（第二十回）	〃	1. 本日の委員長及び理事打合会の経過について報告を聴きこれを諒承した。 2. 連合審査会について イ、「日本国との平和条約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施等に伴い国家公務員法等の一部を改正する等の法律案」審査のため建設委員会と

		ロ「保安庁法案」について内閣委員会と ハ「労働関係調整法等の一部を改正する法律案」について労働委員会と それぞれ連合委員会を開くことを決定した。
	5.20（火）	○議案付託 議長は、衆議院送付の左の内閣提出案を人事委員会に付託した。 「日本国との平和条約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施等に伴い国家公務員法等の一部を改正する等の法律案」（閣法第一七八号）
連合委員会（人事 建設）（第一回）	5.22（木）	「日本国との平和条約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基ずく行政協定の実施等に伴い国家公務員法等の一部を改正する等の法律案」について調達庁中村労務部長より内容の逐条説明を聴き質疑を行った。
連合委員会（労働 人事 地方行政）（第一回）	5.23（金）	「労働関係調整法等の一部を改正する法律案」 「労働基準法の一部を改正する法律案」 「地方公営企業労働関係法案」 以上の三法律案について吉武労働大臣及び政府委員から説明を聴いた。
委員会（第三十二回）	5.26（月）	「海上警備隊の職員の給与等に関する法律案」について政府委員に対し質疑を行った。

5、26（月）

○議案付託

議長は左の内閣提出案を人事委員会に付託した、

「国家公務員の職階制に関する法律第四条第一項第三号による職種の名称および定義の件」（閣議第二号）

5、27（火）

○議案付託（予備審査）

議長は左の内閣送付案を人事委員会に付託した。

「昭和二十七年度における国家公務員に対する臨時手当の支給に関する法律案」（閣法第二四二号）

〃

○両院協議会の請求書受領

衆議院から左の内閣提出案は同院において本院の修正に同意しないことに議決し、両院協議会を開く旨の請求書を受領した。

「一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案」

〃

○通知書受領

衆議院事務総長から本院事務総長に、同院は「一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案」に関する両院協議会の協議委員十人を左の通り選挙した旨の通知書を受領した。

倉石忠雄君　岡西明貞君

福永健司君　田中不破三君

田中伊三次君　藤枝泉介君

淵上房太郎君　水田三喜男君

西村久之君　村上勇君

本会議

5.28（水）

○議院運営委員会において、一般職の職員の給与に関する法律案両院協議委員の選挙については、協議委員の会派別構成を左の通りとして、その選任を議長に委任することに異議がないと決定した。

自由党、緑風会各三人

社会党第四控室、同第二控室、民主クラス、改進党各一人

〃

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案両院協議会協議委員の選挙

右の選挙は、日程に追加し、動議により成規の手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は直ちにこれを指名した。

加藤武徳君　草葉隆圓君
宮田重文君　小野哲君
館哲二君　溝口三郎君
木下源吾君　カニエ邦彦君
油井賢太郎君　紅露みつ君

〃

○両院協議委員選挙結果の通知

両院協議会の参議院協議委員選挙の結果を本院事務総長から衆議院事務総長宛に通知した。

〃

○一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案両院協議委員正副議長互選会

議長及び副議長を左の通り互選した。

議長　草葉隆圓君
副議長　館哲二君

参議員両院協議委員打合会	5.28（水）	両院協議会の運営について打合せを行った。
両院協議会（第一回）	5.29（木）	一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案について協議を行った後、保利内閣官房長官から政府の見解を聴いた。
参議院両院協議委員打合会	〃	両院協議会の運営について協議を行った。
	〃	○議案付託 議長は、衆議院送付の左の内閣提出案を人事委員会に付託した。 「国家公務員法の一部を改正する法律案」（閣法第一九九号）

委員会（第二十三回）	5.31（土）	1.「国家公務員の職階制に関する法律第四条第一項第三号による職種の名称および定義の件」について山下人事官より趣旨説明を聴いた後、質疑を行った。 2.「昭和二十七年度における国家公務員に対する臨時手当の支給に関する法律案」について剣木内閣官房副長官より提案理由の説明を聴いた。 3.「日本国との平和条約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施等に伴い国家公務員法等の一部を改正する等の法律案」について質疑を行った。 4.「日本電信電話公社法案」及び「国際電信電話株式会社法案」について電気通信委員会と連合委員会を開くことを決定した。

両院協議会（第二回）	5.31、（土）	一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案について協議を行った、
参議院両院協議委員打合会	〃	両院協議会の運営について協議を行った、
	〃	○議案付託 議長は、参議院送付の左の内閣提出案を人事委員会に付託した。 「昭和二十七年度における行政機構の改革等に伴う国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の特例に関する法律案」（閣法第一九七号） 「保安庁職員給与法案」（閣法第二二八号） 「昭和二十七年度における国家公務員に対する臨時手当の支給に関する法律案」（閣法第二四三号）

両院協議会（第三回）	6、2（月）	一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案について協議を行った。
参議院両院協議委員打合会	〃	両院協議会の運営について協議を行った。
委員会（第二十四回）	6、3（火）	1．理事の互選 宮田理事の補欠として、草葉委員を理事に互選した。 2．「日本国との平和条約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施等に伴い国家公務員法等の一部を改正する等の法律案」について質疑を行った後、可決した。 3、「海上警備隊の職員の給与等に関する法律案」について質疑を行った。

		4「昭和二十七年度における国家公務員に対する臨時手当の支給に関する法律案」について質疑を行った。
本会議	6.4（水）	日程第三　日本国とアメリカ合衆国との平和条約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施等に伴い国家公務員法等の一部を改正する等の法律案（内閣提出、衆議院送付） 右の議案は　人事委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があって、討論の後、可決された。
両院協議会（第四回）	〃	一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案について協議をし（途中に参議院両院協議委員打合会を開く）成案を得た。
連合委員会（電気通信 人事）（第一回）	〃	「日本電信電話公社法案」について佐藤電気通信大臣及び政府委員に対し質疑を行った。
	〃	○報告書提出 両院協議会参議院両院協議委員議長から左の報告書を提出した。 「一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案両院協議会成案報告書」
委員会（第二十四回）	6.5（木）	「昭和二十七年度における国家公務員に対する臨時手当の支給に関する法律案」について勝田日本専売公社副総裁、天坊日本国有鉄道副総裁及び政府当局に対し質疑を行った。
	〃	○議案受領

		衆議院から左の両院協議会成案（地域給）を受領した。 「一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案両院協議会成案」
本会議	6.6（金）	日程第二　一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案両院協議会成案（衆議院送付） 右の議案は、協議委員議長草葉隆圓君から両院協議会の経過の報告があって、質疑及び討論の後、可決された。
連合委員会（電気通信　人事）（第三回）	6.7（土）	「日本電信電話公社法案」「国際電信電話株式会社法案」について佐藤電気通信大臣に対し質疑を行った。 本連合委員会は今回をもって終了した。
委員会（第二十五回）	6.9（月）	「昭和二十七年度における国家公務員に対する臨時手当の支給に関する法律案」について池田大蔵大臣及び政府委員に対し質疑を行った。
委員長理事打合会	6.11（水）	本委員会の運営について協議を行った。
	〃	○労働委員会公聴会（第一回） 「労働関係調整法等の一部を改正する法律案」「労働基準法の一部を改正する法律案」及び「地方公営企業労働関係法案」について公述人から意見を聴き質疑を行った。
	〃	○内閣委員会 「保安庁法案」「海上公安局法案」について参考人から意見を聴き質疑を行った。

委員会（第二十六回）	6、12（木）	1、「昭和二十七年度における国家公務員に対する臨時手当の支給に関する法律案」について天坊日本国有鉄道副総裁、地方財政委員会及び剣木内閣官房副長官に対し質疑を行った。 2、「海上警備隊の職員の給与等に関する法律案」について質疑を行った後、可決した。
	〃	○労働委員会公聴会（第二回） 「労働関係調整法等の一部を改正する法律案」「労働基準法の一部を改正する法律案」及び「地方公営企業労働関係法案」について公述人から意見を聴き、質疑を行った。

委員会（第二十七回）	6、13（金）	「昭和二十七年度における国家公務員に対する臨時手当の支給に関する法律案」について剱木内閣官房副長官に対し質疑を行った後、修正議決した、
本会議	〃	日程第二　海上警備隊の職員の給与等に関する法律案（内閣提出、衆議院送付） 右の議案は、人事委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があって、討論の後可決された、
〃	〃	昭和二十七年度のおける国家公務員に対する臨時手当の支給に関する法律案（内閣提出、衆議院送付） 右の議案は、日程に追加し、人事委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、委員会修正案を記名投票を以て表決の結果、五一対一〇二にて否決、ついで本案は可決された、

連合委員会（内閣 人事）（第一回）	6、14（土）	「保安庁法案」について大橋国務大臣、野田行政管理庁長官及び政府委員に対し質疑を行った。 本連合委員会は今回をもって終了した。
連合委員会（労働 人事 地方行政）（第二回）	〃	「労働関係調整法等の一部を改正する法律案」及び「地方公営企業労働関係法案」について吉武労働大臣及び西野国務大臣に対し質疑を行った。
委員会（第二十八回）	6.17（火）	本委員会の運営について協議を行った、 1. 本委員会附託法律案の審査計画について、 2. 請願、陳情の審査について、 3. 保安庁職員給与法案審議に際し、現地調査を実施することについて、 4. その他、

委員会（第二十九回）	6.18（水）	1. 請願二三七件、陳情三六件につき審査した。 請願二三六件、陳情三二件は、議院の会議に付するを要するものと審査決定し、請願書第二、七九三号、陳情書第五六六号、第六七三号、第七九三号及び第一、〇一一号を審査した。 2. 地域給、寒冷地手当、石炭手当、官署指定、公務員の給与ベース改訂について人事院当局に対し質疑を行った。 3 本委員会の運営について協議を行った後 (イ) 十七日議院運営委員会に付託された「国会職員法等の一部を改正する法律案」（石田博英君外一名提出）（衆第七三号）の本委員会付託変更申入れを議長、議運委員長にすることを決定した。 (ロ) 議員派遣要求をすることに決定した。

委員会（第三十回）	6.19（水）	「昭和二十七年度における行政機構の改革等に伴う国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の特例に関する法律案」について剱木内閣官房副長官及び政府委員に対し質疑を行った。
連合委員会（労仂 人事 地方行政）（第三回）	〃	「労仂関係調整法等の一部を改正する法律案」及び「地方公営企業労仂関係法案」について吉武労仂大臣及び政府委員に対し質疑を行った。 本連合委員会は今回をもって終了した。
委員会（第三十一回）	6.27（金）	1. 昭和二十七年度における行政機構の改革等に伴う国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の特例に関する法律案について浅井人事院総裁に対し質疑を行った。 2. 国家公務員の職階制に関する法律第四条第一項第三号による職種の名称および定義の件の継続審査要求をすること、国家公務員の給与問題に関する調査及び公務員制度に関する一般調査の継続調査要求をすることを決定し、その手続及び取扱いについては委員長に一任することに決定した。 3. 公務員制度に関する一般調査報告書及び国家公務員の給与問題に関する調査報告書の作成については、委員長に一任した。
	7.7（月）	○議員旅遣承認要求書提出 委員長から提出した。（後記）
委員会（第三十二回）	7.8（火）	1. 左の通り理事の補欠を互選した。

本会議

理事　北村一男君（草葉隆圓君の補欠）

2. 昭和二十七年度における行政機構の改革等に伴う国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の特例に関する法律案について調達庁次長に対し質疑を行った。

3. 寒冷地手当及び石炭手当について、浅井人事院総裁及び政府委員に対し質疑を行った。

7.9（水）

公務員の給与改訂等に関する緊急質問

右の件は、千葉信君から質問し、吉田内閣総理大臣、浅井人事院総裁及び保利内閣官房長官から答弁があった。

〃

議院運営委員会において、人事委員長から議院運営委員長宛の国会職員法等の一部を改正する法律案の付託に関する申入れの取扱いについて協議決定した。

本会議

7.11（金）

日程第五乃至第二百五の請願

日程第二百四十四乃至第二百七十二の陳情

右の請願及び陳情は、日程の順序を変更し、人事委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致を以て採択、内閣に送付することに決した。

〃

○議員派遣要求承認

七日人事委員長から提出した実地調査のための議員派遣承認要求に対し議長は今十一日要求書記載の通り許可した。

7.14（月）

派遣議員第一班（京都府、鳥取県、島根県、山口県）が出発した。

	7.14（月）	派遣議員第二班（徳島県、香川県、愛媛県、高知県）が出発した。
	7.19（土）	〇勤務地手当官署指定に関する人事院規則の改正がなされた。
	7.21（月）	〇人事院総裁から内閣総理大臣あて、国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律第三条に基づく石炭手当の支給額増額改訂の勧告がなされた。
委員会（第三十二回）	7.22（火）	1. 国会議員法等の一部を改正する法律案について議院運営委員会と連合委員会を開くことを決定した。 2. 昭和二十七年度における行政機構の改革等に伴う国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の特例

		に関する法律案について保利内閣官房長官に対し質疑を行った、修正議決した。 3. 石炭手当に関する人事院の勧告の取扱について保利内閣官房長官に対し質疑を行った。
	〃	議院運営委員会において、国会職員法等の一部を改正する法律案について本院職員組合の役員及び常任委員会専門員並びに調査員の代表から意見を聴き質疑を行った。
本会議	7.23（水）	日程第六 昭和二十七年度における行政機構の改革等に伴う国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律案（内閣提出、衆議院送付） 右の議案は 人事委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致を以て委員長報告の通り修

		正議決された。
連合運営委員会（議院運営 人事）（第一回）	7.23（水）	国会職員法等の一部を改正する法律案について本院事務総長等に対し質疑を行った。 本連合委員会は今回をもって終了した。
	7.24（木）	保安庁職員給与法案審議に際し現地の実情調査を実施するとの六月十七日委員会決定にもとづき、海上警備隊横須賀地方監部（横須賀市田浦）の視察を行った。
	7.25（金）	○人事院総裁から内閣総理大臣あて　国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律第三条の規定に基づく寒冷地手当の支給地域及びその区分を改訂する勧告がなされた。

	7.26（土）	保安庁職員給与法案審議に際し現地の実情調査を実施するとの六月十七日委員会決定にもとづき、警察予備隊第一管区練馬部隊（練馬）の視察を行った。
委員会（第三十四回）	7.28（月）	1、議員派遣（七月十一日付許可）に関する派遣議員の報告を聴いた。 2. 保安庁職員給与法案の内容について大橋国務大臣、並びに警察予備隊加藤人事局長より説明を聴いた。 3. 請願、陳情審査　請願（二八六件）陳情（一二件）は議院の会議に付するを要するものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定した。

委員会（第三十五回）	7.29（火）	1. 左の通り理事の補欠を互選した。 理事　鈴木直人君（北村一男君の補欠） 2. 保安庁職員給与法案について質疑を行った。
本会議	〃	茨城県江戸崎町の地域給に関する請願外二百八十五件の請願、 石川県小松市の地域給に関する陳情外十一件の陳情、 右の請願及び陳情は、日程に追加し、人事委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致を以て採択、内閣に送付することに決した。
	7.30（水）	○両院協議会の請求書受領 衆議院から、左の内閣提出案は参議院に送付した後六十日以内に議決しないので、衆議院は憲法第五十九条第四項により参議院がこれを否決したものとみなすことを議決し、よって国会法第八十四条により両院協議会を開くことを請求する旨の請求書を受領した。 国家公務員法の一部を改正する法律案 保安庁職員給与法案
	〃	○通知書受領 衆議院事務総長から本院事務総長に同院は国家公務員法の一部を改正する法律案外一件に関する両院協議会の協議委員十人を左の通り選挙した旨の通知書を受領した。 小沢佐重喜君　田中啓一君 田中元君　八木一郎君 青木正君　江花静君 小坂善太郎君　田中伊三次君

本会議	7.23(水)	田中不破三君　岡西明貞君 議院運営委員会において、国家公務員法の一部を改正する法律案外一件両院協議会協議委員の各派に対する割当を左の通りとすることに異議がないと決定した。 自由党二人、緑風会三人、社会党第四控室二人、同第二控室一人、民主クラブ一人、改進党一人。
本会議	7.31(木)	日程第一　国家公務員法の一部を改正する法律案及び保安庁職員給与法案両院協議会協議委員の選挙 右の選挙は、動議により成規の手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は直ちにこれを指名した。 加藤武徳君　草葉隆圓君 三浦辰雄君　杉山昌作君 溝口三郎君　千葉信君 森崎隆君　村尾重雄君 竹中七郎君　紅露みつ君
	〃	○両院協議委員選挙結果の通知 本院は、国家公務員法の一部を改正する法律案、及び保安庁職員給与法案に関する両院協議会の協議委員選挙の結果を、本院事務総長から衆議院事務総長宛に通知した。
	〃	○通知書受領 衆議院事務総長から本院事務総長に、国家公務員法の一

		部を改正する法律案外一件両院協議会の協議委員小坂善太郎君辞任につき、その補欠として辻寛一君を選挙した旨の通知書を受領した。
	7.31（木）	○国家公務員法の一部を改正する法律案外一件両院協議会参議院協議委員正副議長互選会 議長及び副議長を左の通り互選した。 議　長　草葉隆圓君 副議長　館　哲二君
両院協議会（第一回）	〃	1. 保安庁職員給与法案について協議し、成案を得た。 2. 国家公務員法の一部を改正する法律案について協議し、休憩後定足数を得ないため再開に至らなかった。

本会議	〃	保安庁職員給与法案両院協議会成案（衆議院送付） 右の議案は、日程に追加し、協議委員議長草葉隆圓君から両院協議会の経過の報告があった後、可決された。
	8.1（金）	○勧告書受領 人事院総裁から佐藤議長宛、国家公務員法第二十八条及び一般職の職員の給与に関する法律第二条第三号の規定に基き、一般職の職員の給与に関する報告及び改訂の勧告を受領した。
	8、2（土）	○議員派遣決定 議長は、左の実地調査のため議員を派遣することに決定した。

国家公務員の勤務状況並びに給与問題等に関する調査のため.

長崎県、熊本県、鹿児島県、宮崎県（閉会中九日間）

木下源吾君（カニエ邦彦君に変更）　加藤武徳君

8.5（火）　二日決定した派遣議員が実地調査を開始した.

8.16（土）　○国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当支給規程の一部を改正する総理府令（第五十七号）が公布され　即日施行された.

委員打合会

8.18（月）　1.石炭手当の　支給額に関する人事院勧告と総理府令について　菅野内閣官房副長官に対し質疑を行った.

2.地方公務員の給与単価の国家公務のそれに対する割高問題について山野自治庁行政部公務員課長に対し質疑を行った.

3.八月一日人事院の行った給与改訂勧告の概要について滝本人事院事務総局給与局長から説明を聴いた.

二、人事委員の辞任及び選任

人事委員氏名（第十三国会　昭26・12・5現任）

委員長　カニエ邦彦君

理事　千葉　信君（理事一名欠）

委員　加藤武徳君　宮田重文君

愛知揆一君　森崎　隆君

吉田法晴君　杉山昌作君

小野　哲君　紅露みつ君

○委員の移動

年月	日	辞任	補欠選任
27・1	23	森崎委員	木下源吾君
〃 〃	25	小野〃	溝口三郎君
〃 〃	〃	杉山〃	村上義一君
〃 〃	〃	吉田〃	森崎　隆君
〃 2	4	愛知〃	平井太郎君
〃 〃	20	森崎〃	藤原道子君
〃 〃	28	藤原〃	森崎　隆君
〃 3	14	加藤〃	北村一男君
〃 5	6	森崎〃	岡田宗司君
〃 〃	〃	平井〃	岡田信次君
〃 〃	9	岡田〃	森崎　隆君

27、	5	9	岡田委員	平井太郎君
〃	〃	16	北村〃	田方進君
〃	〃	21	宮田〃	工藤鉄男君
〃	〃	28	田方〃	草葉隆圓君
〃	6	11	草葉〃	北村一男君
〃	〃	13	森崎〃	小酒井義男君
〃	〃	16	紅露〃	鬼丸義齊君
〃	〃	〃	小酒井〃	森崎隆君
〃	〃	20	鬼丸〃	紅露みつ君
〃	〃	30	工藤〃	加藤武徳君
〃	7	4	森崎〃	野溝勝君
〃	〃	9	野溝〃	森崎隆君
〃	〃	11	村上〃	三浦辰雄君
〃	〃	〃	北村〃	池田宇右衛門君
〃	〃	29	池田〃	鈴木直人君
〃	〃	〃	平井〃	古池信三君
〃	8	1	古池〃	田方進君

○理事の移動

二月四日（月）石川栄一君の補欠として、宮田重文君を理事に互選した。

六月三日（火）宮田重文君の〃　草葉隆圓君を〃

七月八日（火）草葉隆圓君の〃　北村一男君を〃

七月二十九日（火）北村一男君の〃　鈴木直人君を〃

人事委員氏名（第十三国会開会　昭27．8．1現在）

委員長　カニエ邦彦君

理事　千葉信君　鈴木直人君

委員　加藤武徳君　田方進君　溝口三郎君

三浦辰雄君　木下源吾君　森崎隆君

紅露みつ君

三、議案審議

(A) 議案審議経過表

件名	提出月日	本院に受領又は(衆)へ送付月日	衆議院 委員会付託	衆議院 委員会議決	衆議院 本会議議決	参議院 委員会付託	参議院 提案理由説明	参議院 委員会議決	参議院 本会議議決	備考
一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案	2.27(水)	3.11(火)	2.27(水)	3.7(金)	3.11(火)	2.27(水) 予備審査	2.28(木) 保利内閣官房長官	5.6(火) 修正議決	5.6(火) 修正議決	衆議院は参議院回付案に不同意、両院協議会請求 五月二九、三一、六月二、四両院協議会を開き成案を得た。 〃 六月五日 衆議院 成案議決 〃 六日 参議院
公務員等の懲戒免除等に関する法律案	4.8(火)	4.24(木)	4.8(火)	4.19(土)	4.24(木)	4.9(水) 〃	4.16(水) 菅野内閣官房副長官	4.25(金)	4.28(月)	
海上警備隊の職員の給与に関する法律案	4.9(水)	4.19(土)	4.9(水) (運輸)	4.19(土)	4.19(土)	4.14(月) 〃	4.16(水) 佐々木運輸政務次官	6.12(木)	6.13(金)	
日本国との平和条約の効力の発生及びアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施等に伴い国家公務員法等の一部を改正する法律案	4.28(月)	5.20(火)	4.28(月)	5.19(月)	5.20(火)	4.28(月) 建設に付託 5.8(木) 人事に変更 予備審査	6.14(水) 根道調達庁長官	6.3(火)	6.4(水)	

昭和二十七年度における行政機構の改革等に伴う国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律案	5.9(金)	5.31(土)	(大蔵) 5.9(金)	5.29(木)	5.31(土)	予備審査 5.9(金)	西村大蔵政務次官 5.14(水)	修正議決 7.22(火)	修正議決 7.23(水)
昭和二十七年度における国家公務員に対する臨時手当の支給に関する法律案	5.27(火)	5.31(土)	5.27(火)	5.31(土)	5.31(土)	〃 5.27(火)	剱木内閣官房副長官 5.31(土)	修正議決 6.13(金)	原案可決 6.13(金)
保安庁職員給与法案	5.10(土)	5.31(土)	5.13(火)	5.31(土)	5.31(土)	5.10(土)	増原警察予備隊長官 5.14(水)		
国家公務員法の一部を改正する法律案	5.10(土)	5.29(木)	(内閣) 5.10(土)	5.28(水)	5.29(木)	〃 5.12(月)	入江人事官 5.14(水)		
国家公務員の職階制に関する法律第四条第一項第三号による職種の名称及び定義の件	5.26(月)	本院先議	5.26(月)			5.26(月)	山下人事官 5.31(土)		

昭和二十七年度における行政機構の改革等に伴う国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律案	
昭和二十七年度における国家公務員に対する臨時手当の支給に関する法律案	
保安庁職員給与法案	参議院に於て、参議院送付後六十日経過後何ら議決しないことは否決したものとみなし両院協議会を開くことを請求三十一日両院協議会にて成案を得今日両院成案議決
国家公務員法の一部を改正する法律案	仝右 三十一日両院協議会を開き協議したが、休憩后定員数を欠き再会に至らなかった。
国家公務員の職階制に関する法律第四条第一項第三号による職種の名称及び定義の件	六月二十七日 委員会に於て継続審査要求を決定したが、本会議の議決を得るに至らなかった

(B) 連合委員会審議経過表

連合せる委員会	件	月日			
		第一回	第二回	第三回	第四回
外務委員会	外務公務員法案	3.25	26	28	29
〃	在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律案	4.14			
建設委員会	日本国との平和条約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施等に伴う国家公務員法の一部を改正する等の法律案	5.22			
労働委員会 地方行政委員会	労働関係調整法等の一部を改正する法律案 労働基準法の一部を改正する法律案 地方公営企業労働関係法案	5.23	6.14	19	
電気通信委員会	日本電信電話公社法案 国際電信電話株式会社法案	6.4	7		
内閣委員会	保安庁法案	6.14			
議院運営委員会	国会職員法等の一部を改正する法律案	7.23			

[I] 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

(a) 提案理由説明（保利内閣官房長官）

只今議題となりました一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由並びにその要旨を説明いたします。

政府職員の現行勤務地手当支給地域区分は、昨年十月から実施されたものでありますが、その支給地域区分は、御承知の通り昨年五月十七日付の人事院の意見に基いて改訂したものであります。然るに人事院におきましては、その後の物価、生計費等の地域差の推移に鑑み、その改訂について調査研究を行つておりましたが、その結果に基き、本年二月十二日国会及び内閣に対し意見の申出がありましたことは御承知の通りであります。政府におきましては、右の意見を検討いたしました結果、その内容を適当と認めますと共に、その改訂に伴う所要経費の年間増加額は一般、特別会計を合せて約七億円でありまして、これが支出も可能の見通しを得ましたので、人事院の意見を全面的に尊重いたし、これを来年度初めから実施すべきであるとの結論に達した次第であります。これが本法律案を提案した理由であります。

この法律案により改訂される支給地域区分は、いずれも現在の支給割合を引下げるものはないのでありまして、その内訳は、市町村数にいたしまして、非支給地から一級地になるもの二一〇、一級地から二級地になるもの一〇三、二級地から三級地になるもの一八、三級地から四級地になるもの三〇、四級地から五級地になるもの三、合計三六四であります。

以上本法律案の提案理由並びに要旨の大要を説明申し上げました。何とぞ御審議を頂くようにお願い申し上げます。

(b) 審議経過

月日	委員会又は懇談会	内容
二月一二日	人事院から改訂勧告	
二月二五日	委員会	改訂勧告の説明（滝本人事院給与局長）及び質疑
二月二七日		法律案提出（内閣） 参院人事委員会に予備付託 衆院人事委員会に本付託

二月二八日	委員会	提案理由説明（保利官房長官） 予算につき質疑（東条主計局次長）
三月五日	委員会	官署指定につき質疑（滝本給与局長）
三月七日	参議院人事委員会	全会一致可決
三月一一日	衆議院本会議	可決　参院人事委員会に本付託
三月一五日	委員会	官署指定等につき質疑（滝本給与局長） 国鉄の地域給等につき質疑（菅野副長官） 地方公務員の地域給につき質疑（佐久間地方自治庁公務員課長）
三月二〇日	懇談会	修正につき懇談
	委員会	懇談の結果を確認し、北村君から、各党派の修正意見を委員長に提出し、これの調整を図り、修正案を作成することを提案。
三月二六日	委員会	国鉄の地域給にき参考人（臼井国鉄労組中執委）の意見聴取。吾孫子国鉄職員局長に質疑。 予算につき質疑（岸本大蔵省給与課長）
三月三一日	懇談会	修正につき懇談 （午前　河野主計局長、岸本給与課長 午後　入江人事官、滝本給与局長、武岡地財委財務部長）
四月一六日	懇談会	修正につき懇談

		（菅野官房副長官）
四月二一日	懇談会	修正につき懇談
四月二三日	懇談会	第一案、第二案、第三案について懇談
	委員会	第一案、第二案を政府と折衝することに決定 宮田委員長代理が保利官房長官と折衝
四月二八日	懇談会	修正につき懇談 第三案を三〇日迄に再検討することに決定
四月三〇日	懇談会	修正につき懇談 第三案につき検討
五月一日	懇談会	修正につき懇談
	委員会	修正案を確認し、討論、採決並びに本会議に上程は六日に行うことに決定
五月六日	委員会	質疑終局 カニエ委員長より修正案発議 木下、千葉、宮田、紅露、溝口各委員より賛成討論 全会一致修正議決
	本会議	全会一致修正議決 衆院へ回付

五月二七日	衆院本会議	参院回付案に不同意 参院に両院協議会請求することに決定
五月二八日	参院本会議	両院協議会協議委員選出
	両院協議委員正副議長互選会	議長 草葉隆圓君 副議長 館哲二君 ｝当選
五月二九日	打合・会	協議会の運営について打合
	両院協議会（第一回）	衆議院側を代表して田中破三君、衆議院議決（原案可決）の理由を説明。参議院側を代表してカニエ邦彦君、参議院の修正議決に至るまでの経過につき説明両院双方から種々質疑が行われ、その間、本問題に対する政府の見解を保利内閣官房長官より聴取。
五月三一日	両院協議会（第二回）	予算措置の可能性を中心として協議
	打合会	両院協議会の協議進行状態に従う参議院側の態度について打合
六月二日	両院協議会（第三回）	補正予算の見通し等につき協議
	打合会	衆議院側の意見に対する参議院側としての態度について打合
六月四日	両院協議会（第四回）	参議院側より具体的意見を述べ、これを中心として協議
	打合会	参議院側の最後的態度決定・提示すべき協議案を作成
	両院協議会（仝上）	草葉隆圓君より協議案を提示し、種々検討の結果全会一致を以て成案を得た。
六月五日	衆議院本会議	両院協議会成案を可決
六月六日	参議院本会議	両院協議会成案を可決

(C)

両院協議会成案

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

右別冊の通り両院協議会の成案を得た。よって報告する。

昭和二十七年六月四日

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案両院協議会参議院協議委員議長

草葉隆圓

参議院議長 佐藤尚武殿

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案両院協議会成案

別表第六の備考に次の一項を加える。

本表は、暫定的のものであつて、なるべく速かに昭和二十七年五月六日行つた参議院の修正議決の趣旨を斟酌して改訂するものとする。

附則は参議院議決の通りとする。

その他は衆議院議決の通りとする。

III 公務員等の懲戒免除等に関する法律案

(a) 提案理由説明（菅野内閣官房副長官）

只今議題となりました「公務員等の懲戒免除等に関する法律案」につきまして、その提案理由並びに要旨を御説明申し上げます。

御承知の通り、従来、天皇の即位及び大喪、皇太子の誕生等国民が挙げて悲喜を分つ慶弔事のあります際には、一方で恩赦が行われると同時に、一方で公務員の懲戒の免除、弁償責任の免除及び公証人、弁護士等一定の職種についての懲戒の免除が行われるのが概ね通例となつておるのであります。

政府におきましては、今回日本国との平和条約の発効によりわが国自立達成の記念すべき時を迎えるに際し、広く恩赦を行うべく、別に準備を進めておるのでありますが、この際、先例に鑑みまして、公務員等の懲戒の免除及び弁償責任の免除をも同時に実施いたしたいと考えている次第であります。

然しながら、旧憲法の下にありましては、公務員等の懲戒の免除及び弁償責任の免除の措置は、恩赦と同様、何れも天皇の大権の事項とせられ、従つて勅令により、実施せられたのでありますが、新憲法下の今日におきましては、恩赦が恩赦法に基いて行われますように、懲戒の免除、弁償責任の減免につきましても、法律によるべきでありまして、特別の立法措置を要するものと考えられるのであります。これが本法律案を提案するに至りました理由であります。

次に本法律案の要旨の大要を御説明申し上げます。

第一に、従来の例によりますと、懲戒の免除及び弁償責任の免除は、その実施の都度

国家公務員の懲戒の免除、地方公務員等の懲戒の免除、海技従事者及び水先人の懲戒の免除、公証人、弁護士、司法書士、弁理士及び計理士の懲戒の免除並びに出納官吏等の弁償責任の免除というように分まして、それ〴〵別箇の勅令によって行われたのでありますが、本案におきましては、これらの措置を単一の法律にまとめ、且つ、恒久的な制度として確立することといたしたいのであります。

第二に、本案におきましては、大赦又は一般的な復権が行われる場合において、これと並行して行われる懲戒の免除、弁償責任の免除につき、その基本的な事項を規定するのでありまして実施についての具体的な必要な事項は、政令又は地方公共団体の条例で定めうることといたしました。

第三に、懲戒の免除について申し上げますと、先ずその対象については、国家公務員、地方公務員、日本国有鉄道及び日本専売公社の職員の外は、別に政令で定めることゝいたしましたが、これは概ね先例の趣旨に従って、公証人、弁護士その他を指定する所存であります。

次に、これらの者に対する具体的な措置は、実施の都度政令によって行うのでありますが、たゞ地方公務員につきましては、地方自治尊重の建前から、条例で定めることといたしました。

第四に、弁償責任の減免につきましても、懲戒の免除と同様、その考え方は、概ね、従前の例を踏襲することゝいたしました。たゞ従前におきましては、弁償債務は、すべて一律に全部免除されるという建前になっておりましたが、これは恒久的な制度として考えますと、その影響するところ大であり、必ずしも妥当とは申されぬ点もありますので、本案では、弁償債務の一部免除の場合を含め、「減免することができる」といたしました。

具体的な減免措置について、地方公務員については条例で、その他の者については政令で定められることは、懲戒の免除と同様であります。

第五に、懲戒の免除の効果につきましては、この免除を受けた日から将来に向つてのみ効果をもつのでありまして、既成の効果は変更されないことを明確にいたしましたが、これは、従来も同様であります。

次に公務員、公証人などは、懲戒の処分によって、免職となりますとその後一定期間

は再びその職又は特定の職につく資格を失うことになつているのでありますが、懲戒の免除によつて、それらの資格を回復するか否かについて、従来は何らの規定なく、ただ実際の運用において回復するものとして取扱われていたのであります。本案におきましては、これらの事情及び一般的復権との均衡を考慮いたしまして、懲戒の免除により、それらの資格は当然回復する旨明記することにいたした次第であります。

最後に懲戒の処分等に関する訴訟、訴願等不服の申立等につきましては、懲戒の免除又は弁償責任の免除を受けても影響されないことを明らかにいたしました。

以上本法律案の提案理由並びに要旨の大要を御説明申し上げました。

何とぞすみやかに御審議の上御賛成あらんことをお願い申し上げます。

(b) 審査報告

一、委員会の決定の理由

平和条約の発効に伴い、国に慶事等があつた場合、恩赦の制度にならつて公務員等に対してもその懲戒免除及び弁償責任に基く債務の減免の措置を行いうる制度を設けようとするものであつて、これを単一化し恒久的な制度として確立し、基本的な事項については法律で規定し、実施についての具体的な必要事項は政令又は条例で定めることとし懲戒の免除については適用を公務員以外にも及ぼし、弁償責任の減免について特に一部免除の場合を認める等妥当な措置と認める。

二、事件の利害得失

国に慶事等があつた場合公務員等に対して懲戒の免除及び弁償責任に基く債務の減免の措置をとることができる。

四 海上警備隊の職員の給与等に関する法律案

(a) 提案理由説明（佐々木運輸政務次官）

ただいま議題となりました、海上警備隊の職員の給与等に関する法律案につきまして、その提案理由並びにその要旨を御説明申し上げます。

さきに御審議いただきました海上保安庁法の一部を改正する法律によりまして、新たに海上保安庁に設けられました海上警備隊には、海上警備官及びその他の職員が置かれ、これらの職員は、国家公務員法第二条の特別職の職員とされたのであります。

従いまして、これらの職員に対する給与につきましては、新にその支給基準を定める必要があるのであります。よつて海上警備隊の職員の給与に関しましては、その勤務の実態に相応するよう然も、一般職又はその他の国家公務員の給与水準との均衡を考慮し、更に給与事務の簡素化を図ることを基本原則といたしまして、この法律案を立案いたしました次第であります。

次に、本法律案の要旨を御説明いたします。

第一に海上警備官の給与についてゞありますが、海上勤務者との人事交流を容易にすると共に、給与事務を簡素化するため、給与即ち、俸給、扶養手当、乗船手当、航海手当等は、日額制とし、俸給につきましては、一般職の警察官の給与ベースを基準と致しまして、海陸一本建として定めることといたしてあります。又扶養手当につきましては、一般職の国家公務員とおおよそ同じ程度になるように定め、船舶に乗り組む者の給与につきましては、右の外海上勤務の特殊性を考慮いたしまして乗船手当及び航海手当を設け、この二つの手当を合せまして、俸給のおおよそ四十五パーセント程度の額を支給することにいたしてあります。なお海上警備官につきましては一般職の国家公務員に支給されております勤務地手当は設けてありませんが、これに相当する額のものは、平均して俸給に加味いたした次第であります。

第二に、海上警備官には、一定の範囲におきまして、食事を支給するものとし、又職務に必要な被服を支給又は貸与することといたしてあります。

第三に、海上警備官が私傷病により療養の必要がある場合には、国が、国家公務員共済組合法に定める例により療養費の負担をすることにいたしてあります。

第四に、恩給法の規定の適用につきましては、三等海上警備士以上の海上警備官は、文官と同様に、その他の海上警備官は、警察監獄職員と同様に取扱うことといたしてあります。

第五といたしましては、海上警備官には、以上申し上げました外に、休職中の職員の給与並びに寒冷地手当及び石炭手当等につきましては、一般職の国家公務員の例により支給することといたしてあります。

第六に、海上警備官以外の職員の給与でありますが、これら職員の等級は一級から十四級までとすることにいたし、その給与は総て一般職の国家公務員の例に準じて支給

するよう定めることといたしてあります。

第七に、海上警備隊の職員の勤務時間及び休暇につきましては、職員の健康保持及び福祉の増進を考慮して政令で定めることといたしてあります。

以上が、この法律案を提出いたしました理由並びにその内容の概略であります。何とぞ御審議の上すみやかに御可決あらんことを、お願い申し上げます。

(b) 審査報告．

一、委員会の決定の理由

本法律案は、海上保安庁法に規定する海上警備隊の職員について、その給与、勤務時間及び休暇並びに恩給法及び国家公務員共済組合法の特例に関する事項等を定めんとするものであるが、本委員会はその勤務の実態等を勘案しおおむね妥当なものと認める。

二、事件の利害得失．

特別職に属する海上警備隊の職員の給与の支給基準等を明らかにするとともにその任務及び勤務に相応した給与を支給することができる。

(IV) 日本国との平和条約の効力の発生及びアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施等に伴い国家公務員法等の一部を改正する等の法律案

(a)、提案理由説明（根道調達庁長官）

只今議題となりました法律案につきましてその提案理由並びに要旨を御説明申上げます。

日本国との平和条約の効力の発生並びにアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴い日本政府が雇用する連合国軍労務者について国家公務員法等の関係法律を整理する必要がありますこと及び日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊のために労務に服する駐留軍労務者の身分の取扱い及びこれら労務者の給与その他の勤務条件の取扱その他について所要の規定を設ける必要がありますことがこの法律案を提出する理由であります。

この法律案の要旨は次の通りであります。

先ず平和条約の効力発生に伴い連合国軍労務者に関する規定を国家公務員法その他関

係法律より削除し駐留軍労務者の今後の身分につきましてその性格及び使用関係の特殊性に鑑みまして国家公務員でないことを明確にいたしました。

次には駐留軍労務者の給与その他の勤務条件につきましては調達庁長官がその職務の内容並びに責任の程度に応じ且つ生計費並びに国家公務員及び民間事業の従業員の給与その他の勤務条件を考慮して定めることといたしました。

なお、連合国労務者で平和条約発効後引続き駐留軍労務者となる者に対しましては、この際連合国軍労務者としての在職期間に対する退職手当を一応精算することといたしましてその支給は将来駐留軍労務者でなくなつたときに行い平和条約発効の日の翌日から退職の日までの日数に応じて一定の率により計算した額を加算することにいたしたのであります。

以上が本法案の提案理由及びその要旨であります。何卒御審議の上御可決あらんことを御願いいたします。

(b) 審査報告

一、委員会の決定の理由

本法律案は平和条約の効力発生に伴い、連合国軍のために労務に服していたものに対して従来適用していた国家公務員法等の規定を削除するとともに、安全保障条約第三条に基く行政協定の締結に伴い、同条約に基き駐留するアメリカ合家国軍隊のために労務に服する者としてその身分及び勤務条件について所要の規定を設けようとするものであり、その措置は必要且つ妥当なものと認める。

二、事件の利害得失

駐留軍労務者の身分の切替に伴う服務、給与等に関する規定を明確にし、特にこれら労務者に対する退職手当の支給を保障する利益がある。

〔V〕昭和二十七年度における行政機構の改革等に伴う国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の特例に関する法律案

(a) 提案理由説明（西村大蔵政務次官）

昭和二十七年度における行政機構の改革等に伴う国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の特例に関する法律案、只今議題になりましたものでありますが、

その提案理由を御説明申し上げます。

先般の行政整理に際しまして退職者に対する優遇措置として昨年十月から本年三月までの間に退職する職員に対しましては、特に従来の場合の八割増の退職手当を支給する措置を講じたのでございますが、今回の行政機構の改革に関連いたしまして退職する職員に対しましても諸般の事情に鑑みまして先般と同様の措置を講ずることが適当であると考えられますので、こゝにこの法律案を提案申し上げた次第でございます。

次にこの法律案の内容を御説明申し上げますと、先ず今回の行政機構の改革に関連して、又は昭和二十七年度予算実行上の要請によりまして昭和二十七年四月五日から同年十二月三十一日までの間において退職する職員で閣議で定めるものに対しましては、先の行政整理の場合と同様に、国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律附則第五項の規定により計算した額の八割増の退職手当を支給することゝいたしました。

次に昭和二十七年度予算実行上の要請によりまして昭和二十八年一月一日から同年三月三十一日までの間において退職する職員で閣議で定めるものに対しましては、従来の通常の整理の場合と同様国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律附則第五項の規定により計算した額の退職手当を支給することにいたしたのでございます。

以上がこの法律案の提案の理由並びにその内容の概略でございます。御審議の上御賛成頂きますようにお願い申上げます。

以上であります。

(b)

審議経過並びに結果

昭和二十七年度における行政機構の改革等に伴う国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の特例に関する法律案は、五月九日内閣より提出され、全月三十一日衆議院より送付された。

人事委員会に於ては、五月十四日提案理由の説明を聞き、その後、行政機構改革関係諸法案の審議状況と睨み合わせ、六月十九日以降三回に亘り質疑を行い、昨年度のみならず、本年度においても更に人員整理を行おうとする理由、本案による退職手当を支給しようとする対象人員、本案施行に伴う予算措置、行政機構改革発足の延期による支障の有無等を質し、二十二日質疑を終局し、討論に入ったところ、千葉委員より後期の通り本案第一項による退職手当の特例を来年の三月末日まで延長して適用する旨の修正案

を提出せられ、採決の結果、全会一致を以て右の修正案通り修正議決せられた。

修正案（千葉委員提出）

第一項中「同年十二月三十一日」を「昭和二十八年三月三十一日」に改め、同項の項番号及び同項中「本則第一項」を削る。

第二項を削る。

千葉委員提出の修正案提出理由

昨年行政機関職員定員法の改正を提案した際、政府は行政機構改革に伴う人員整理は行わないと言明したにもかゝわらず、今回も人員整理を企てており、又政府の低賃金政策による企業合理化促進の犠牲を受けるのは公務員であり、更に国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律によれば、この法律による退職手当や恩給法による恩給等を総合する新たな恒久的退職給与制度が制定実施されなければならないにもかかわらず、未だに臨時措置を重ね来たっているのは不都合である理由により、原案には反対であるが、すでに本年度予算も実行されつゝあり、又行政機構改革関係諸法案の一部もすでに議決されている関係上、少くとも機構改革発足の延期に伴う措置を必要と認めるとして、本案第一項による退職手当の特例を来年の三月末日まで延長して適用する旨の修正案を提出する。

審査報告

一、委員会の決定の理由

本法律案は、昭和二十七年度における行政機構の改革に関連して、あるいは昭和二十七年度予算執行上の要請により退職する国家公務員等に対して支給する退職手当の額に、前年度におけると同様に特例を設けようとするものであるが、委員会は、行政機構改革実施の延期に伴い、別冊の如く修正を加えた。

二、事件の利害得失

本法律案に定める特例により、前年度における退職者に支給された退職手当との均衡をはかる利益がある。

四　昭和二十七年度における国家公務員に対する臨時手当の支給に関する法律案

(a)、提案理由説明（剣木内閣官房副長官）

只今議題となりました昭和二十七年度における国家公務員に対する臨時手当の支給に関する法律案につきまして、その提案の理由並びに内容の概略を御説明申し上げます。

わが国におきましては、従来の生活慣習から致しまして、御承知のように夏季及び年末には何かと出費が多いというのが実情でありまして、民間におきましても、この時期に何等かの形で若干の特別の給与を支給する例が多いのであります。国家公務員に対しましては、従来、年末には、「国家公務員に対する年末手当の支給に関する法律」によりまして、年末手当が支給されることとなっておりますが、夏季には、特別の手当に関する制度はなかったのであります。政府と致しましては、かかる特別の手当に関する制度につきましては、なお今後において給与全般の問題と関連して十分研究致したいと存じておるところでありますが、とりあえず諸般の事情を考慮致し、国家公務員に対しまして、本年度に限り、臨時に六月に手当を支給することと致した次第であります。

次に、本法律案の内容を簡単に御説明申し上げますと、第一に、臨時手当の支給範囲は、常勤の一般職及び特別職の国家公務員全部と致しました。

次に、臨時手当の額は、給与月額の半月分を最高とし、在職期間に応じて支給額に差をつけることと致しました。なお臨時手当の支給日は、本年六月十六日と致しております。

以上が本法律案提案の理由並びに内容の概略であります。何とぞすみやかに御審議の上御賛成下さるよう御願い申し上げます。

(b)　審議経過並びに結果（人事委員会）

昭和二十七年度における国家公務員に対する臨時手当の支給に関する法律案は、内閣より提出せられ、五月三十一日衆議院より本院に送付された。

本議会に於ては、本法律案を人事委員会に付託、三十一日剣木内閣官房副長官の提案理由の説明を聴き審議に入った。

人事委員会審議に際し、特に国鉄、専売公社等、政府関係機関職員及び地方公務員等の場合について関係政府委員の説明を求めると共に、一般の国家公務員との均衡の問題

等について慎重な検討を行い、六月十三日質疑を終了、討論に入ったが、千葉委員より臨時手当の額をそれ〲増加修正する（内容後記）趣旨の修正案が提出され、木下委員より修正案に賛成、北村委員より修正案に反対、政府原案に賛成、満口委員より、年末手当については昨年同様又はそれ以上のものを努力することを条件として、政府原案に賛成し、修正案に反対の討論があり、採決の結果賛成者多数を以て、昭和二十七年度における国家公務員に対する臨時手当の支給に関する法律案は修正議決せられた。

修正案（千葉委員提出）

第二条第一項中「百分の五十」を「百分の七十」に、「百分の三十」を「百分の三十五」に、「百分の十五」を「百分の二十」に改め、同項に次の但書を加える。

但し、第一号の場合において、その額が三千五百円に満たない場合においては、三千五百円とする。

審査報告

一、委員会の決定の理由

本法律案は、夏季の出費の増大及び民間の特別給与支給等の事情にかんがみ、国家公

務員に対しても本年度に限り臨時に手当を支給しようとするものであって、その範囲を常勤の一般職及び特別職の国家公務員全部とし、その額は給与月額の百分の五十を最高とし、在職期間に応じ百分の三十及び百分の十五と支給額に差をつけているものであるが、本委員会はその支給額を最高百分の七十とし、在職期間に応じ百分の三十五及び百分の二十とし、なお在職期間六カ月以上の者には最低三千五百円を保障すべきであるとの見解に立ってこれを修正議決した。

二、事件の利害得失

国家公務員の夏季における生活の安定に資するとともに、公務能率の向上を図る利益がある。

(C) 修正案の審議並びに結果（参議院本会議三十一日）

三十一日参議院本会議に於て、日程に追加し、昭和二十七年度における国家公務員に対する臨時手当の支給に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）について、人事委員長カニエ邦彦君より委員会審査の経過並びに結果の報告があつて、採決に入り、先ず、委員会修正案について記名投票を以て表決の結果五一対一〇二にて委員会修正案は否決され、

次いで、原案につき裁決の結果、賛成起立者過半数を以て可決した。

〔VIII〕保安庁職員給与法案

(a) 提案理由説明（増原警察予備隊本部長官）

ただいま議題となりました保安庁職員給与法の提案の趣旨とその大要について御説明申し上げます。

一、今般政府においては、行政機構改革の一環として従来の警察予備隊と海上警備隊並びに海上保安庁のその他の機構のうち、水路、燈台等運輸省に属する部分を除いたものとを統合して保安庁を設置し、またこの保安庁の職員は、海上公安局の職員を除き、その任務の特殊性等からいたしまして現在の警察予備隊及び海上警備隊の職員の例にならつてこれを特別職とし、その任免、分限、懲戒、服務等につき保安庁法案に所要の規定を設けたことは保安庁法案について御説明申し上げたところであります。従つてこれに対応して、これら職員の給与に関する事項を定めるため本法案を提出したのであります。

二、本法案におきましては、おおむね従来の警察予備隊の職員の給与に関する規定を踏襲することを建前として規定せられております。ただこれ等の者が同一の保安庁の職員となりますので、その給与の統一を図るよう調整を行うとともに、従来の経験等にかんがみまして若干の規定の整備を行うこととしております。また新たに設置せられる保安大学校の学生の給与、保査長等の保安官の退職手当等について必要な規定を設けることといたしました。これを一般職の職員の場合に比較しますと、保安官及び警備官について、その勤務の特殊性にかんがみて給与の種類を単純化し、事務負担の軽減を図っておる点に特色がありますが、その実質におきましては、一般職の職員の給与との均衡を考慮して定めたものであります。

何卒よろしく御審議の程を御願いする次第であります。

b) 審議・答弁

六月十四日「保安庁法案」について内閣委員会と連合委員会を開き、また十日海上警備隊横須賀地方監部（横須賀田浦）、仝月二十六日警察予備隊第一管区練馬部隊（練馬）の視察を行い、仝月二十八日本法律案の内容説明を聴き、二十九日質疑を行つたが、三十日に至り本院は衆議院から、本案は参議院に送付した後、六十日以内に議決しないので、衆議院は憲法第五十九条第四項により参議院がこれを否決したものとみなすことを議決し、よつて国会法第八十四条により両院協議会を開くことを請求する旨の請求書を受領した。

本院は所定の手続をとつた上（詳細は冒頭、議事経過日程表参照）、七月三十一日衆議院と両院協議会を開き、衆議院側より、両院協議会を求めた理由ならびに同院人事委員会で検討した修正案を成案として了解されたい旨の発言があり、本院側より、千葉協議委員が本院人事委員会における審議の経過を説明し、懇談に入り、一般職の職員の給与との不均衡、保安庁職員内部の扶養手当に関する不公平等を中心として種々協議を行つた結果、本案についてはなお検討を要する点もあるが、保安庁法案も成立し、しかも会期を切迫している以上、質すべき点は他日慎重に検討の上質すこととし、今回は最小限度必要な修正にとどむべきであるとの支配的意見から、採決の結果、三分の二以上の賛成（一五対四）をもつて成案（後記）を得た。

ついで同日本会議において、両院協議会参議院協議委員議長、草葉隆円君より協議会の経過及び結果について報告の上、成案の採決を行い、過半数をもつて可決した。

(C)

両院協議会成案

保安庁職員給与法案

右別冊の通り両院協議会の成案を得た。

よつて報告する。

昭和二十七年七月三十一日

国家公務員法の一部を改正する法律案
外一件両院協議会参議院協議委員議長
草葉　隆圓

参議員議長　佐藤尚武　殿

保安庁職員給与法案両院協議会成案

衆議院議決案の一部を次のように改める。

第二十八条第三項、第六項及び附則中「七月一日」を「八月一日」に改める。

附則第二項中「第二十七条」を「第二十七条、第二十八条」に改める。

附則第十一項恩給法第二十三条第五号の改正規定のうち第五号中「海上公安官」の下に「及海上保安エタル海上保安官」を加える。

同条第三十八条ノ四の改正規定中『「保安庁」に改める。』を『「保安庁及海上保安庁」に改める。』に改める。

(a) 四　国家公務員法の一部を改正する法律案

提案理由説明（入江人事官）

只今提案されました国家公務員法の一部を改正する法律の提案理由を御説明致します。

この改正法律案は行政機構改革の一環として現在の人事院を改組して、これを独立機関としている我国の国力及び国情にふさわしい中央人事機関とすることをもってその目的としているものでありまして、その要点は次のとおりであります。

第一に、人事院の名称を国家人事委員会に改め、これに伴って人事官は、国家人事委員と、人事院総裁は国家人事委員長と改められることになります。又、従前人事院は内閣の所轄に属しておりましたのを、内閣総理大臣の所轄として総理府の外局とすることと致しました。他方人事院は、従前国家行政組織法の適用を受けなかったため、自ら内部機構を定めてまいりましたが、国家行政組織法の規定するところに従い、管理、任用、給与、公平、職員の五部を置くこととして国家公務員法中に明記することと致しました。

第二に、人事院は、独立機関としていわゆる二重予算の権限を有しておりましたが、今回総理府の外局といたすことに伴いまして、この権限を廃止して各省その他一般行政機関と同様とすることとしました。

又、人事院規則及び人事院指令にかえて国家人事委員会規則を制定し及び国家人事委員会指令を発することは従前の制度と同じでありますが国家人事委員会規則の制定については、内閣総理大臣の承認を経ることといたしました。

給与その他人事業政に関する勧告又は意見の申出の権限につきましても、国会及び内閣に対して勧告又は意見の申出が行われることは従前と同様でありますが、国会に対するものは、内閣を通じて行うことになるのであります。

第三に経過規定といたしまして、従前の人事院、同事務総局及びその地方事務所がそれぞれ、国家人事委員会同事務局及びその地方事務所として同一性をもって存続することを定め、現に在職する人事官はそのまま国家人事委員として在職し、人事院総裁として命ぜられている者は国家人事委員長として命ぜられているものとすることを定め、それぞれ人事官としての残任期間をもって国家人事委員としての任期といたしました。

その他の点については、中央人事機関として国家公務員法を実施する国家人事委員会の権限は、従前の人事院の権限と変りありません。以上をもって、提案理由の説明といたします。

慎重御審議の上すみやかに御可決下さいますようお願い申し上げます。

(b) 審議経過

本法律案は、五月十日内閣より提出され、同十二日本院人事委員会に予備審査のため付託された。

衆議院では、同月二十八日内閣委員会、二十九日本会議において可決し、即日同院より本院へ送付され本審査に入った。

これより先、本院人事委員会に於ては、同月十四日提案理由の説明を聴き、その後、内閣委員会における行政機構改革関係諸法案の審議状況を見まもっていたが、七月三十日に至り、本院は衆議院から、本案は参議院に送付した後、六十日以内に議決しないので、衆議院は憲法第五十九条第四項により参議院がこれを否決したものとみなすことを議決し、よって国会法第八十四条により両院協議会を開くことを請求する旨の請求書を

受領した。

本院は所定の手続をとった上（詳細は冒頭、議事経過日程表参照）、七月三十一日衆議院と両院協議会を開き、衆議院側より、両院協議会を求めた理由ならびに行政機構改革実施の延期に伴う事務的修正案を成案として了解されたい旨の発言があり、本院側より、千葉協議委員が本院人事委員会における審議の経過を説明し、懇談に入り、千葉協議委員より、(1)事務次官を特別職とすること。(2)国家人事委員会規則の制定に、現行通り内閣総理大臣の承認を要しないようにすること。(3)団体協約締結権の復活及び、(4)政治的行為の制限を、政党又は政治的目的のための寄附金その他の利益の要求、受領又はこれらの行為への関与の禁止のみに限定することの四点にわたる修正案を提示し協議を行ったが、成案を得られないうちに休憩し、その後定足数を欠き再開に至らなかった。

〔X〕 国家公務員の職階制に関する法律第四条第一項第三号による職種の名称および定義の件

(a) 趣旨弁明（山下人事官）

国家公務員の職階制における職種の名称および定義について御説明申し上げます。

御承知の通り、国家公務員の職階制に関する法律第四条第一項第三号により、人事院は職種および職級を決定することになっておりますが、同条第二項は、人事院がこの職種を決定したときは、その名称および定義を国会に提出すべきことを命じておるのであります。これが今回職種の名称および定義を国会へ提出した理由であります。

人事院は、昭和二十五年五月に国家公務員の職階制に関する法律が成立いたしまして以来、鋭意職種および職級を決定する作業を進めてまいりましたが、昨年十一月初旬に至って一応その完了を見たのであります。しかしその後、更に職階制の制定に伴なう任用、給与等の人事行政の運用管理の面における具体的効用の見地からそれらの職種および職級の再検討を行い、また各省庁、職員団体等の意見も徴しまして、大巾に改訂を加え、その結果今回提出いたしました如く、二七一の職種にまとまったのであります。なお、職階制に基つく任用制度および給与制度につきましても、既にその立案がほぼ終了し、従来の制度を新制度にきりかえることができるのも間近に迫っておるといってよろしいかと考えます。今回提出しました職種は、既に申し上げましたように、慎重に現在の人事管理上の効用を考慮して決定したものでありますから、この新制度への移行に当りまして、十分有効かつ適切なものであることを確信いたすものであります。

次に提出いたしました職種の名称および定義の内容について説明いたします。これらの職種は、おおむね職種の類似性によりまして、行政関係の職種、研究医療関係の職種、教育関係の職種、公安関係の職種および現業技能関係の職種の順に排列されております。また、個々の職種は、それぞれ通常数個の職級により形成されておりますが、それらの職級の内容については、人事院が作成、公表いたしております職級明細書に詳細に記述されている通りであります。なお、個々の職種につきましては、いずれ御審査を願うさいに説明いたす機会もあろうかと存じますので、ここでは省略いたします。

次に、職階制の現状について概略を説明いたします。国家公務員の職階制に関する法律の成立後、職階制の立案、実施に必要な事務手続を整備するため、人事院規則を制定し、また必要に応じてそれを改正いたしておりますが、特に最近におきまして職階制に関する事務手続を簡素化することに留意してそれを改正いたしました。また、現在二十一の国の機関を指定して、職務の級8級以下の官職に係る格付の権限を委任しておりま

すが、今後更にその権限を大巾に委任する予定であります。また、検察官、非常勤職員につきましては、その職務と責任の特殊性からみて、職階制による分類を行うことは必ずしも得策ではありませんので、これらについては適用を除外する規則を制定いたしました。

最後に、格付の現状について申し上げます。既に昭和二十五年において、試験的に格付を行い研究を続けてきたのでありますが、職種および職級を決定いたしまして以来、人事院および各省庁においては、鋭意格付作業を進め、その作業も大略完了いたしておりますので、近い将来給与準則が施行されるといたしましてもごうも支障を来さないことを確信しております。なお格付は、職階制に基づく全面的な人事行政の実施の態勢がき整っておりませんので、人事院規則により、別に指令で定める日の前日までは、その効力を停止しております。

以上、この職種の名称および定義に関する趣旨の概要を説明いたしました次第であります。

(b) 審議経過

本件については、六月二十七日人事委員会において継続審査要求をすることに決定し、七月二十八日委員長から継続審査要求書を提出し、同三十一日の議院運営委員会で決定をみたが、本会議の議決を得るに至らなかった。

区 議院運営委員会付託案件「国会職員法等の一部を改正する法律案」の付託変更についての申入れとその取扱い。

本委員会は六月十八日の委員会にて議院運営委員会に付託（十七日）された「国会職員法等の一部を改正する法律案」（石田博英君外一名提出）（衆院七二号）の本委員会付託に変更するよう申入れることに決定し、六月二十日議院運営委員会に次の如く申入をした。

本改正法律案は単に議院の運営に関する事項として措置されるべきものではなく、公務員制度確立の一環として左記の諸点等についても慎重に検討を加えらるべき問題であり、当然人事委員会において審議を行うべきものと考えられる。

理由

(一) 国会職員の給与については、議長がこれを定める（法案第二五条）ことになっている

が、このことは、特別職たると一般職たるとを問わず国家の公務員の給与は法律でこれを定めるという原則を無視するものである。

（二）職員が不利益処分又は懲戒処分を受けたときの苦情処理に関しては、議長がその方法を定める旨の規定があるのみであつて（法案第一五条の二）苦情処理機関の構成、運営などの一切は内部規程にゆずつている。このようなことは他に例を見ない処であつて、これでは公平審査の制度があるとはいい得ない。

（三）国会職員には、職務による部課長等の区分の外に、参事、主事、主事補などの身分的区分を依然設けている。これは我が国の公務員の制度の一般的傾向に背くものである。

（四）職員の任用については、新規採用の場合も、係長、課長任用の場合も能力、成績主義によるべき方針が認められない。（任用資格についての規定があるのみである）

右の申入れは、七月九日の議院運営委員会において、その取扱いについて協議の上、付託を変更しないことに決定した。

四、本会議における緊急質問

（詳細は会議録によることとし件名のみ列記する）

○公務員の給與改訂及び人事院の機構改革に関する緊急質問（四月十七日）木下源吾君

○公務員の給與改訂等に関する緊急質問（七月九日）千葉信君

五、国家公務員の給与問題等に関する実情調査

(A) 議員派遣

(イ) 七月十一日議院は、実地調査のため、左の要求書記載の通り議員を派遣することに決した。

議員派遣要求書

一、派遣の目的　国家公務員の給與問題に関する調査、特に勤務地手当の問題、寒冷地手当の問題等について、現地の実情を調査し、本委員会の審議に資する。

一、派遣議員　第一班　木下　源吾。　カニエ　邦彦。（京都府を除く）
第二班　加藤　武徳。　平井　太郎。（香川県を除く）
森崎　隆。（香川県を除く）

一、派遣期間　第一班　今期国会開会中七日間。
第二班　今期国会開会中七日間。

一、派遣地　第一班　京都、鳥取、島根、山口各府県。
第二班　徳島、香川、愛媛、高知各県。

一、費用　概算　七〇、〇〇〇円

右参議院規則第百八十条により要求する。

昭和二十七年七月七日

人事委員長　カニエ　邦彦

参議院議長　佐藤　尚武　殿

(ロ) 八月二日議長は、国家公務員の勤務情況並びに給與問題等に関する実地調査のため、左の通り議員を派遣することに決定した。

長崎県、熊本県、鹿児島県、宮崎県（開会中九日間）

木下　源吾君（カニエ　邦彦君に変更）　加藤　武徳君

（八） 議員派遣実施日程表

次の如き日程により実情調査を実施した。

◇ 第一班 （京都府、鳥取県、島根県、山口県）

派遣議員 木下委員 随行 神山調査主事

（カニエ委員長都合により不参加）

日程	月日	府県	調査地	実地視察
第一日	7 15（火）	兵庫	兵庫県柏原（カイバラ）町	柏原町
		京都	福知山市、舞鶴市、綾部市 及びその周辺町村	福知山市 綾部市 舞鶴市
			与謝郡 宮津町、由良村、吉津村、加悦町、岩滝町 神崎村、府中町、栗田村 中郡 峰山町、大宮町、吉原村 竹野郡 網野町、間人（タイザ）町 熊野郡 久美浜（クミハマ）町	宮津町 吉津町
第二日	7 16（水）	兵庫	豊岡市	豊岡市
		鳥取	八頭郡 郡家（コウゲ）町、若桜（ワカサ）町、智頭（チヅ）町	郡家町 若桜町 智頭町
第三日	7 17（木）	鳥取	鳥取市 気高郡 浜村町 東伯郡 倉吉町、上井（アゲイ）町、赤崎（アカサキ）町	鳥取市 浜村町 倉吉町 上井町 赤崎町
第四日	7 18（金）	鳥取	米子市 日野郡 根雨（ネウ）町 西伯郡	米子市 根雨町 弓浜（ユミガハマ）地区

			弓浜地区（夜見、富益、和田、大篠津、中浜、余子 上道、外江、渡、境各町村）	
第五日	7 19（土）	島根	能義郡 安来町、広瀬町 松江市 及びその周辺町村 浜田市 美濃郡 石見益田町	松江市 浜田市 石見益田町
第六日	7 20（日）	山口	山口市 及びその周辺市町村	山口市
第七日	7 21（月）	山口	厚狭町 徳山市	厚狭町 徳山市

◇

第二班（徳島県、香川県、愛媛県、高知県）

派遣議員 加藤委員 平井委員 ― A班

森崎委員 B班 ＞（香川県を除く）

随行 森田調査員 B班

有吉主事 A班

月日		発地	時刻	着地	時刻	調査地	宿泊
7 14（月）		東京発	二二、〇〇				車中
〃 15（火）				高松着	一五、二四	県庁にて懇談	高松
〃 16（水）	A	高松発	一五、二四	松山着	一九、二四	香川県内	松山
	B	高松発	一五、二四	高知着	一九、二五	仝右	高知
〃 17（木）	A	松山発	一二、三〇	徳島着	二二、〇八	愛媛県内	徳島
	B	高知発	一五、〇六	池田着	一九、〇七	高知県内	池田
〃 18（金）	A	徳島発				県庁にて懇談	
	B	徳島発				現地視察	

◇長崎県、熊本県、鹿児島県、宮崎県方面班

派遣議員　力二工委員長、加藤委員、随行　垣宿主事

専門員室より、熊埜御堂専門員

月日	発着	摘要	宿泊地
8．5（火）	別府発 博多発	別府市にて、大分県内地域給協議会	福岡
〃．6（水）	博多発 唐津着	博多にて福岡県内地域給協議会	唐津
〃．7（木）	唐津発 壹岐着	唐津市にて佐賀県内地域給協議会	壹岐
〃．8（金）	壹岐発 対馬着	海上勤務公務員勤務状況調査	対馬
〃．9（土）	対馬発 佐世保着	地域給現地視察、懇談．	佐世保
〃．10（日）	佐世保発 （長崎・諫早経由） 島原着	地域給現地視察、懇談	雲仙
〃．11（月）	島原発 （船にて） 熊本着	地域給現地視察　懇談	熊本
〃．12（火）	熊本発 （自動車にて） 鹿児島着	地域給現地視察　懇談	鹿児島
〃．13（水）	鹿児島発 （隼人、志布志経由自動車にて） 日南着	地域給現地視察　懇談	日南
〃．14（木）	日南発 （自動車にて） 宮崎着	地域給現地視察　懇談	車中
〃．15（金）	宮崎発 大分着	地域給現地視察　懇談	大分
〃．16（土）	大分発 岡山着	岡山県にて岡山県内地域給協議会（午前中）	

（B） 専門員室よりの現地調査

専門員室に於て、国家公務員の勤務員の勤務地手当支給地域区分改訂に資する目的をもって、駐留軍関係地域の現地実情を調査することになり、三月十六日（日）一時にモデルケースとして、静岡県、御殿場町、玉穂村、原里村、富士岡村のキャムプを選定現地調査を実施した。

第一班（御殿場町、玉穂村、原里村）

専門員 熊埜御堂 定
調査員 岡田 佐太郎
調査主事 宮崎 義夫

第二班（富士岡村）

調査員 森田 明男
調査主事 榊山 次勇

（C） 現地視察

保安庁職員給与法案審議の参考に資するため、現地の実情調査を実施するとの六月十七日委員決定にもとづき、左の現地視察を実施した。

海上警備隊横須賀地方監部 七月二十四日
警察予備隊第一管区総監部隊 七月二十六日

海上警備隊横須賀地方監部（横須賀市、田浦）

視察参加者

人事委員長 カニエ 邦彦
理事 千葉 信
委員 木下 源吾
〃 紅露 みつ
人事委員会専門員室
専門員 川島 孝彦

〃　熊埜御堂　定
調査員　森田　明男
〃　岡田　佐太郎
主　調査主事　宮崎　義夫
事務局委員部
主事　指宿　清秀
〃　有吉　良介
板野　昭介

海上警備隊横須賀地方監部において、山崎総監、吉田地方監部長より、海上警備隊の沿革、服務、武器等について説明を聴き、次で米極東海軍基地内に碇泊中の、米国より日本政府に貸与予定の、フリゲート艦及び上陸援護艇（ＬＳＳＬ）の船内視察を実施した。

警察予備隊第一管区練馬部隊（練馬）

視察参加者

人事委員会
理事　千葉　信
〃　委員　池田　宇右エ門
委員　三浦　辰雄
人事委員会専門員室
専門員　川島　孝彦
調査員　森田　明男
〃　岡田　佐太郎
調査主事　神山　次勇
〃　宮崎　義夫
事務局委員部
主事　指宿　清秀
〃　有吉　良介

板野　昭介

警察予備隊第一管区練馬部隊において管区長官より挨拶の後、第一管区総監より、警察予備隊の構成とともに、第一管区の配置、訓練計画、隊員の年令別、出身地別、扶養数別、学歴別等の統計図にもとづき隊員の実態につき説明があり、武器、被服等並びに食堂、営舎諸施設、射撃予行演習、分隊教練等の視察を実施した。

六、参議院人事委員会付託請願及び陳情

第十三回国会において、人事委員会における請願及び陳情の審査の結果、議院の会議に附し、内閣に送付すべきものと決定したものは、請願六〇〇件、陳情五三件であり、その内訳は次の通りである。

◇　二月二十五日委員会審査、三月六日本会議人事委員長報告通り採決分

事　件	請願	陳情	計
地域給に関するもの	六三	六	六九
寒冷地手当に関するもの	四	〇	四
新恩給法制定に関するもの	一〇	二	一二
教育公務員給与準則に関するもの	〇	一	一
計	七七	九	八六

◇　二月二十八日委員会審査、三月六日本会議人事委員長報告通り採決分

事　件	請願	陳情	計
石炭手当追加支給に関するもの	一	〇	一
計	一	〇	一

◇　六月十八日委員会審査、七月十一日本会議人事委員長報告通り採決分

事件	請願	陳情	計
地域給に関するもの	二一七	二六	二四三
寒冷地、石炭手当に関するもの	九	一	一〇
新恩給法制定に関するもの	一	一	二
公務員の給与改訂等に関するもの	一	〇	一
教育公務員給与準則に関するもの	三	四	七
国立療養所委員従業員の給与改善に関するもの	一	〇	一
国立らい療養所職員の特殊勤務手当に関するもの	一	〇	一
有線電信従業員の待遇に関するもの	一	〇	一
国有林労務者を特別職とするもの	一	〇	一
全建設省労組（九州総支部執委員）の減給処分に関するもの	一	〇	一
計	二三六	三二	二六八

◇　七月二十八日委員会審査、七月二十九日本会議人事委員長報告通り採択分

事件	請願	陳情	計
地域給に関するもの	二七六	一二	二八八
寒冷地手当に関するもの	九	〇	九
石炭手当に関するもの	一	〇	一
計	二八六	一二	二九八

W

昭和二十八年四月

5号

参議院人事委員会審議要録

第十四回国会（通常）
参議院緊急集会
第十五回国会（特別）
参議院緊急集会

参議院人事委員会専門員室編

○第14回国会会期一覧

	会　期	備　考
27.8.26～ （召集）	通常国会 （150日） 解散により3日	8.28衆議院解散により参議院閉会

○第14回国会閉会後の参議院緊急集会

	会　期	備　考
27.8.31 （召集　散会）	1日	中央選挙管理会の委員の任命について

○第15回国会会期一覧

	会　期	備　考
27.10.24～12.22 （召集）	特別国会 60日	参議院は24日迄の2日間延長 衆議院は28.3.31日迄の99日間延長を議決
〃.12.23～28.3.31	（99日） 解散により 82日	3.14衆議院解散により参議院閉会

○第15回国会閉会後の参議緊急集会

	会　期	備　考
28.3.18～3.20 （召集）　（散会）	3日	昭和28年度暫定予算 期限等の定めある法律につき当該期限等を変更するための法律案等について

目　次

一、参議院人事委員会議事経過日程表 …… 1
二、人事委員の辞任及び選任 …… 22
三、議案審議 …… 27
議案審議経過表 …… 〃

―第十五回国会―

(1) 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（撤回） …… 29
(2) 一般職の職員等の俸給の支給方法の臨時特例に関する法律案 …… 31
(3) 一般職の（職員の）給与に関する法律の一部を改正する法律案 …… 33
(A) 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案（野党三派共同提出修正案） …… 36
(B) 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案に対する

修正案（緑風会提出修正案）……50
(C) 給与法審議における各種修正試案（参考資料）……
(4) 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案……77
(5) 保安庁職員給与法の一部を改正する法律案……79
(6) 日本国との平和条約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施等に伴い国家公務員法等の一部を改正する等の法律を一部を改正する法律案……82
(7) 国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案……94

——第十五回国会閉会後の参議院緊急集会——

（特別委員会に於ける審議）
○期限等の定めある法律につき当該期限等を変更するための法律案……96
四、本会議における緊急質問……99
五、国家公務員の給与問題に関する専門員室における現地調査……101
六、参議院人事委員会請願及び陳情……108

一、参議院人事委員会議事経過日程表

○第十四回国会（八月二十六日～二十八日）

会議名	月日	議題
	27.8.24(日)	国家公務員の勤務地手当支給地域区分改訂に資する目的調査のため岡田調査員が（東北地方各県）出発した。
委員会（第一回）	8.28(木)	国家公務員の給与問題に関する調査承認要求書及び公務員制度に関する一般調査承認要求書を提出することを決定した。

（二十八日「日本国憲法第七条により、衆議院を解散する」旨の内閣総理大臣からの通知書を受領）

○参議院緊急集会（八月二十八日）

（「衆議院の解散に伴い、中央選挙管理会の委員の任命について緊急の必要があるので、日本国憲法第五十四条及び国会法第四条により、昭和二十七年八月三十一日東京に、参議院の緊急集会を求める」旨の内閣総理大臣からの通知書を受領）

8.30（土）	東北地方各県調査を終り岡田調査員が帰着した。

○第十五回国会（十月二十四日～三月十四日）

会議名	月日	議題
	10.24（金）	○常任委員長の辞任及び当選 議院は人事委員会常任委員長カニエ邦彦君の辞任を許可した。 人事委員会常任委員長に門田定蔵君が当選した。
委員会（第一回）	11.6（木）	1、理事の互選 千葉理事の補欠としてカニエ委員を理事に互選した。 鈴木理事の補欠として松野委員を理事に互選した。 2、国家公務員の給与問題に関する調査承認要求書及び公務員制度に関する一般調査要求書を提出することを決定した。 3、国家公務員の給与ベース改訂問題等について人事院当局から説明を聴き緒方内閣官房長官、菅野内閣官房副長官及び人事院当局に対し質疑を行った。
	〃	○調査要求承認 人事委員長から提出した、国家公務員の給与問題に関する調査及び公務員制度に関する一般調査承認要求に対し議長は即日（六日）承認した。

会議名	月日	議題
本会議	11.8（土）	人事院勧告と公務員の給与ベースアップに関する緊急質問

右の件は、千葉信君から質問し、吉田内閣総理大臣、白井大蔵大臣、本多国務大臣及び浅井人事院総裁から答弁があった。

委員会（第二回）

11.17（月）

国家公務員の勤務地手当の問題について政府委員に対し質疑を行った。

11.24（月）

○勧告書受領

今二十四日人事院総裁浅井清君から、一般職の職員の給与に関する法律第二条第三号及び第六号の規定に基き、同法に定める勤務地手当の支給地域の区分に関する勧告を受領した。

11.27（木）

○意見書受領

今二十七日人事院総裁浅井清君から、国家公務員法第二十三条の規定に基き一般職の職員の給与に関する法律の一部改正についての意見を受領した。

○議案提出

議員から左の議案が提出された。

「一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案」（千葉信君外四名発議）

11.28（金）

○議案付託

議長は、左の議員提出案を人事委員会に付託した。

「一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案」（千葉信君外四名発議）（参第一号）

	11.29（土）	○議案付託 議長は　左の衆議院提出案を人事委員会に付託した。 「一般職の職員等の俸給の支給方法の臨時特例に関する法律案」（衆第二号）
	〃	○議案撤回 二十九日千葉信君外四名は　左の議案を撤回した。 「一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案」
委員会（第三回）	12，3（水）	1、「一般職の職員等の俸給の支給方法の臨時特例に関する法律案」について　発議者衆議院議員有田二郎君から説明を聴き、質疑討論を行った後、可決した。 2、石炭手当に関する件について菅野内閣官房副長官に対し質疑を行った。
本会議	〃	「一般職の職員等の俸給の支給方法の臨時特例に関する法律案」（衆議院提出） 右の議案は日程に追加し、人事委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致を以て可決された。
	〃	○議案付託（予備審査） 議長は、左の内閣送付案を人事委員会に付託した。 「一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案」（閣法第十二号）
委員会（第四回）	12.4（木）	「一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律

		案」について緒方内閣官房長官から説明を聴いた後質疑を行った。
	12.6（土）	○議案付託（予備審査） 議長は、左の内閣送付案を人事委員会に付託した。 「特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案」（閣法第一六号）
	12.13（土）	○議案付託（予備審査） 議長は、左の内閣送付案を人事委員会に付託した。 「保安庁職員給与法の一部を改正する法律案」（閣法第二四号）
委員会（第五回）	12.15（月）	1.「特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案」について政府委員から説明を聴いた。 2「一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案」について政府委員に対し質疑を行った。
人事委員会合同打合会（第一回）	12.18（木）	○衆、参人事委員会合同打合会（於衆議院第十二委員室） 勤務地手当の問題について衆、参人事委員の打合せを行った。
委員会（第六回）	12.19（金）	1.「保安庁職員給与法の一部を改正する法律案」について政府委員から説明を聴いた。 2「一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案」について政府委員に対し質疑を行った。
人事委員会合同打合会（第二回）	〃	○衆、参人事委員会合同打合会（於衆議院第十二委員室）

		勤務地手当の問題について、衆、参人事委員の打合せを行った。
委員懇談会	12、20（土）	委員会は開会せず懇談会を開会し、勤務地手当について懇談を行った。
委員会（第七回）	12、22（月）	請願書第一号外六百五件及び陳情書第一五号外六十六件を審査した後、請願及び陳情の取扱いについて協議決定した。
	〃	○議案付託 議長は、衆議院送付の左の内閣提出案を人事委員会に付託した。 「一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案」（閣法第一二号）

		「特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案」（閣法第一六号）
委員会（第八回）	12、23（火）	「一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案」について政府委員に対し質疑を行った。
	〃	○議案付託 議長は、衆議院送付の左の内閣提出案を人事委員会に付託した。 「保安庁職員給与法の一部を改正する法律案」（閣法第二四号）
委員会（第九回）	12、24（水）	1、「一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案」について政府委員に対し質疑を行い、討論の後、

本会議

〃

〃

千葉委員、三浦委員よりそれぞれ提出された修正案につき採決の結果

千葉委員提出修正案　少数否決

三浦委員提出修正案　多数可決

よって修正議決した。

2.「特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案」を可決した。

3.「保安庁職員給与法の一部を改正する法律案」を可決した。

「一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案」（内閣提出、衆議院送付）

「特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案」（内閣提出、衆議院送付）

「保安庁職員給与法の一部を改正する法律案」（内閣提出衆議院送付）

右の三案は日程に追加し、人事委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があって、討論の後、

「一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案」は委員長報告の通り修正議決、

「特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案」、及び「保安庁職員給与法の一部を改正する法律案」は可決された。

○議案回付

今二十四日修正議決した衆議院送付の左の内閣提出案は、即日これを衆議院に回付した。

「一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する

		法律案」
	〃	○議案付託（予備審査） 議長は、左の衆議院送付案を人事委員会に付託した。 「日本国とアメリカ合衆国との平和条約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施等に伴い国家公務員法等の一部を改正する等の法律の一部を改正する法律案」（菊川忠雄君外三名提出）（衆第二二号）
	12.25（木）	○通知書受領 今二十五日衆議院から、本院の回付した左の内閣提出案は、同院において本院の修正に同意した旨の通知書を受領した。 「一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案」
委員会（第十回）	12.26（金）	請願書第五号外一四四件、陳情書第一五号外十五件は、議院の会議に付するを要するものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定した。
本会議	〃	岐阜県御嵩、中町両町の地域給に関する請願外百四十四件の請願 静岡県熱海市の地域給に関する陳情外十五件の陳情 右の請願及び陳情は、日程に追加し、人事委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後 全会一致を以て採択、内閣に送付することに決した。
	28. 2.4（木）	公務員の勤務地手当支給地域区分改訂に資するため、岡田

	本会議
	調査員が（人事院尾崎研究課長とともに鳥取県に）出発した。
2.6（金）	日程第一　人事官の任命に関する件 右の件は、神田五雄君を任命することに同意することに決した。 （註　人事官山下興家君任期満了退職に伴う後任）
2.7（土）	俸給の特別調整額に関する人事院規則が制定された。
2.11（水）	岡田調査員が帰着した。
2.12（木）	公務員の給与問題に関する一般調査のため、森田調査員、神山、宮崎調査主事が（石川県、富山県、岐阜県）出発した。
2.15（日）	仝右現地で解散した。
2.23（月）	○常任委員長の辞任及び当選 議院は、人事委員会常任委員長門田定蔵君の辞任を許可した。 人事委員会常任委員長に千葉信君が当選した。
2.28（土）	○議案付託（予備審査） 議長は　左の内閣送付案を人事委員会に付託した、 「国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案」（閣法第一二二号）

委員会（第十二回）	3.4（水）	1. 理事の互選 松野理事の補欠として松野委員を理事に互選した。 カニエ理事の補欠として赤松委員を理事に互選した。 2.「日本国との平和条約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施等に伴い国家公務員法等の一部を改正する等の法律の一部を改正する法律案」について発議者衆議院議員菊川忠雄君から説明を聴いた。 3.「国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案」について政府委員から説明を聴いた。
委員会（第十三回）	3.9（月）	「国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案」について政府委員に対し質疑を行った。
委員会（第十四回）	3.10（火）	1.「日本国との平和条約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施等に伴い国家公務員法等の一部を改正する等の法律の一部を改正する法律案」について政府委員に対し質疑を行った後、本法律案審査のため労働委員会と連合委員会を開くことを決定した。 2.「国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案」について政府委員に対し質疑を行った。 3. 給与準則に関し、入江人事官及び政府委員に対し質疑を行った。

委員会（第十五回）

3.11（水）	勤務地手当官署指定に関する人事院規則の改正がなされた。
3.13（金）	「日本国との平和条約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施等に伴い国家公務員法等の一部を改正する等の法律の一部を改正する法律案」について政府委員に対し質疑を行った。

（十四日「日本国憲法第七条により、衆議院を解散する」旨の内閣総理大臣からの通知書を受領）

○　参議院緊急集会（三月十四日）

（「衆議院の解散に伴い、昭和二十八年度一般会計等の暫定予算並びに国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案、国立学校設置法の一部を改正する法律案、不正競争防止法の一部を改正する法律案及び

期限等の定のある法律につき当該期限等を変更するための法律案について議決を求める緊急の必要があるので、日本国憲法第五十四条及び国会法第四条により、昭和二十八年三月十八日東京に、参議院の緊急集会を求める」旨の内閣総理大臣からの通知書を受領）

3.18（水）	公務員の給与問題に関する一般調査のため森田調査員が（人事院給与局研究課長尾崎氏と共に北海道調査）出発した。
3.30（月）	森田調査員が帰着した。

二、人事委員の辞任及び選任

人事委員氏名　（第十三国会閉会　昭27・8・1現在）

委員長	カニエ邦彦君	
理事	千葉信君	鈴木直人君
委員	加藤武徳君	田方進君
	溝口三郎君	三浦辰雄君
	木下源吾君	森崎隆君
	紅露みつ君	

○委員の移動

年月	日（曜）	辞任	補欠選任
27・10	24（金）	木下委員	門田定蔵君
〃	〃	（四方進君 鈴木直人君　議員の辞職）	山縣勝見君
〃	〃		松野鶴平君
11	14（金）	加藤〃	平井太郎君
〃	26（水）	三浦〃	高瀬荘太郎君
12	3（水）	山縣〃	北村一男君
〃	〃	森崎〃	高田なほ子君
〃	15（月）	千葉〃	木下源吾君
〃	22（月）	北村〃	重宗雄三君
〃	〃	木下〃	千葉信君
〃	23（火）	重宗〃	北村一男君
〃	〃	溝口〃	三浦辰雄君

27・10	23（火）	松野委員	松平勇雄君
28・1	31（土）	カニエ〃	堂森芳夫君
2	2（月）	三浦〃	溝口三郎君
〃	5（木）	松平〃	松野鶴平君
〃	16（月）	堂森〃	赤松常子君
3	11（水）	門田〃	吉田法晴君
〃	〃	高田〃	金子洋文君
〃	〃	赤松〃	カニエ邦彦君
〃	13（金）	金子〃	高田なほ子君
〃	〃	北村〃	愛知揆一君
			（以上第十五国会中）
〃	18（水）	高田〃	梅津錦一君
			（以上参議院緊急集会中） 28・4・13現在

○理事の異動

昭二七・一一・六（木）　千葉信君の補欠としてカニエ邦彦君を理事に互選した。

　　鈴木直人君　〃　松野鶴平君　〃

昭二八・三・四（水）　松野鶴平君　〃　松野鶴平君　〃

　　カニエ邦彦君　〃　赤松常子君　〃

人事委員氏名（第十五国会閉会後の参議院緊急集会　昭28・3・20現在）

委員長　千葉信君

理事　松野鶴平君

委員　平井太郎君　愛知揆一君

　　溝口三郎君　高瀬荘太郎君

　　梅津錦一君　吉田法晴君

　　カニエ邦彦君　紅露みつ君

○ 委員長改選

昭和二十七年十月二十四日（金） 人事委員長カニエ邦彦君が辞任し、門田定蔵君が当選した。

昭和二十八年二月二十三日（月） 人事委員長門田定蔵君が辞任し、千葉信君が当選した。

三、議案審議 ―（第十五国会）―

議案審議経過表

件名	提出月日	本院に受領又は（衆）へ送付月日	衆議院			参議院				備考
			委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	提案理由説明	委員会議決	本会議議決	
一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（千葉信君外四名発議）	11.27（木）					11.28（金）				29日 議案撤回 千葉信君外四名発議による上記議案を撤回した。
一般職の職員等の俸給の支給方法の臨時特例に関する法律案（衆第二号）	11.29（土）	11.29（土）			11.29（土）	11.29（土）	12.3（水） 衆議院議員有田二郎君	12.3（水）	12.3（水）	
一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第十二号）	12.3（水）	12.22（月） 12.24（水） 衆議院之回付	12.3（水）	12.22（月） 修正議決（地域給）	12.22（月） 修正議決（〃）	12.3（水） 予備審査	12.4（木） 緒方内閣官房長官	12.24（水） 修正議決	12.24（水） 修正議決	24日 修正議決し衆議院に回付 25日 衆議院は本院修正に同意

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第一六号）	12.6(土)	12.22(月)	12.6(土)	12.22(月)	12.22(月)	予備審査 12.6(土)	愛知大蔵政務次官 12.15(月)	12.24(水)	12.24(水)
保安庁職員給与法の一部を改正する法律案	12.13(土)	12.23(火)	(内閣委) 12.13(土)	12.20(土)	12.23(火)	予備審査 12.13(土)	岡田保安政務次官 12.19(金)	12.24(水)	12.24(水)
日本国との平和条約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施等に伴い国家公務員法等の一部を改正する法律案（菊川忠雄君外三名提出）（衆第二号）	12.22(月)		労働委 12.24(水)	（審査未了）		予備審査 12.24(水)	衆議院議員菊川忠雄君 3.4(水)	（審査未了）	
国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第一二二号）	2.28(土)		大蔵委 2.28(土)	（審査未了）		予備審査 2.28(火)	愛知大蔵政務次官 3.4(水)	（審査未了）	

—（第十五回国会閉会後の 参議院緊急集会）—

件名	提出月日		参議院				備考
			委員会付託	提案理由説明	委員会議決	本会議議決	
期限等の定のある法律につき当該期限等を変更するための法律案	3.18(水)		3.18(水)	緒方内閣官房長官 3.18(水)	3.20(金)	3.20(金)	

—第十五回國会—

〔1〕一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（撤回）

国家公務員の生活の困窮状態にかんがみ、俸給の全額を月の前半に支給する道を開く必要があるとの理由により、昭和二十七年十一月二十七日、発議者、千葉信、中村正雄、紅露みつ、羽仁五郎、堀眞琴、各議員により「一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案」の発議がなされ、二十八日人事委員会に付託されたが、二十九日に同旨の衆議院議員有田二郎君外二十三名発議「一般職の職員等の俸給の支給方法の臨時特例に関する法律案」が提出され、全日本案は撤回された。

撤回された法案の内容は左記の通りである。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律

一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律九十五号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　特別の事由があるときは、前項の規定にかかわらず、人事院規則で、月の一日から末日までを給与期間とすることができる。この場合においては、その給与期間につき、俸給月額の全額を支給する。

附　則

1.　この法律は、公布の日から施行し、昭和二十七年十二月一日から適用する。

2.　改正後の一般職の職員の給与に関する法律第九条第二項の規定の適用については、この法律施行前改正前の同法才九条の規定に基きすでに支給された昭和二十七年十二月一日から同月十五日までの給与期間に係る俸給は、改正後の同法第九条第二項の規定に基き支給される俸給の内払とみなす。

〔2〕　一般職の職員等の俸給の支給方法の臨時特例に関する法律案

十一月二十九日衆議院議員有田二郎君外二十三名発議により提出され、衆議院に於ては、委員会、省略、本会議にて全会一致可決、同日参議院へ送付、人事委員会に付託された。

(a)　法案内容

一般職の職員等の俸給の支給方法の臨時特例に関する法律案

第一条　一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける一般職に属する職員の昭和二十七年十二月分の俸給については、同法第九条の規定にかかわらず、その俸給の計算期間は、月の一日から末日までとし、その期間につき、俸給月額の全額を支給する。この場合における俸給は、十二月上旬に支給するものとする。

第二条　保安庁職員給与法（昭和二十七年法律第二百六十六号）第十一条第一項に規定する保安庁の職員の昭和二十七年十二月分の俸給については、同条同項及び第四項の規定にかゝわらず、前条の例により支給するものとする。

第三条　裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）の適用を受ける裁判所職員の昭和二十七年十二月分の俸給については、同法において準用する一般職の職員の給与に関する法律第九条の規定にかかわらず、第一条の例により支給するものとする。

附　則

1、この法律は、公布の日から施行する。

2　この法律に規定する職員が昭和二十七年十二月分の俸給としてこの法律施行前に既に支給を受けたものは、この法律の規定により支給される俸給の内払とみなす。

(b)

提案理由説明（衆議院議員有田二郎君）

只今議題となりました一般職の職員等の俸給の支給方法の臨時特例に関する法律案の提案理由並びにその内容の大略を御説明申上げます。

御承知の通り現行の一般職の職員の給与に関する法律では俸給の支給方法は月二回払となっております。特別職の職員の場合におきましても、大体一般職の職員の例に倣い、又はこれを準用しておるのでございます。このたび公務員諸君の家計支出の現状並びに

諸般の実情に鑑み、本年十二月分に限りこれを一回払いとし、十二月の上旬に支給する必要を認め、こゝに本法案を提出いたした次第でございます。

本法律案は去る十一月二十九日全会一致を以て衆議院本会議を通過いたしたのであります。

何とぞ御賛同をお願いいたします。

(c)

審査報告

一、委員会の決定の理由

本法律案は昭和二十七年十二月分の俸給について、一般職の職員等の俸給月額の全額を十二月上旬に支給する途を開こうとするものであり、必要な措置と認める。

二、事件の利害得失

昭和二十七年末における俸給の支給について本措置をとることにより、年末における公務員生計の負担の軽減に寄与する。

[3]

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

審議経過

昭和二十七年八月一日人事院が国会及び内閣に一般職の職員の給与に関する改訂を勧告し、次いで仝年十一月二十四日勤務地手当の支給地域の区分に関する勧告をした。十一月二十七日には、この両勧告にもとづく一般職の職員の給与の改訂を行うためには、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する必要があるので、仝法の一部改正についての意見が、國会及び内閣になされた。

第十五回国会は、補正予算審議の特別国会であるために、予算委員会に於ける補正予算の審議と相俟って特に人事委員会に於ける、給与ベース改訂の問題は各党に於ける政策上の大きな問題として取り扱われた。

予算は、野党三派（改進、右社、左社）の共同修正案の提出があって慎重に審議されたが、政府原案が可決された。然し大蔵大臣は相当ふくみのある附帯条件を認めざるを得ない結果に終った。

衆議院人事委員会は十二月三日内閣提出の改正案について別表オ六（勤務地手当の支給地域区分）を除く部分については、修正をせず、原案を通し、勤務地手当の支給地域区分に関しては

㈠ オ十三回国会に於ける参議院の修正議決が、両院協議会に於て次期にゆづられたこと

㈡ オ十三回国会以来全国各地よりの改訂要望が、請願、陳情として現われて来ること

㈢ 人事院勧告の参議院修正議決斟酌と、衆議院の立場等の理由にもとづき、衆参合同調整の上修正することとし、制限されたる予算のワク内に於て作業を行って案を得た。

参議院人事委員会に於ては、給与法の一部改正について予算審議と相俟って、試案が順次準備されたがそれらの試案が提出されるに至らず、会期問題と関連し、十二月二十四日討論に入った。野党三派共同修正案、緑風会修正案（別記）がそれぞれ提出され、採決の結果、野党三派共同修正案は否決せられ、緑風会修正案が可決された。仝日本会議にて、給与法の一部改正は修正議決され衆議院へ回付したが二十五日衆議院が参議院修正議決に同意した。

(A)　一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案

（野党三派共同提出修正案）

Ⅰ　修正案の内容概略説明

修正の才一点は俸給表のうち　通し号俸一号から八号までの職員の俸給額は政府案通りとし、その他は人事院勧告の通りとする。これに伴い昇給間差額を修正する。

修正の才二点は俸給を一回払とする場合の支給日をその月の十五日前にも遡り得るように修正する。

修正の才三点は勤勉手当の制度は廃し、その代り期末手当の額は六月支給分を〇・五ヵ月分、十二月支給分を一ヵ月分にする。

但し、本年十二月に企業特別会計の現業職員に支給する額は一、二ヵ月分とする。

修正の才四点は休職者のうち結核による場合、それ以外の私傷病の場合及び人事院勧告で定める場合にも期末手当を支給できるよう明文化する。

修正の才五点は未帰還職員にも期末手当を支給するよう明文化する。

修正の才六点は僻地手当及び研修手当の制度を明文化する。

修正の才七点は、顧問、参与等の非常勤職員の手当日額を人事院勧告の通り三千六百円以内に修正する。

Ⅱ　修正案の内容

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第五条第一項の改正規定中「及び勤勉手当」を「、へき地手当及び研修手当」に改める。

第八条第四項の改正規定中「六百円」を「六百五十円」に、「千四百円」を「千六百円」に改める。

第九条第二項の　改正規定中「その月の十六日以後の日」を「その月の日」に改める。

第十九条の二の改正に関する部分中「及び勤勉手当」を「、へき地手当及び研修手当」に、「同条を第十九条の六とする。」を「同条を第十九条の七とする。」に改める。

「第十九条の次に次の四条を加える。」を「第十九条の次に次の五条を加える。」に改める。

第十九条の四第二項中「期末手当の額」を「前項の期末手当の額」に改め、同項中第一号から第三号までを次のように改める。

一　六月十五日を支給日とする期末手当
　在職期間が六月の場合　百分の五十
　在職期間が三月以上六月未満の場合　百分の三十
　在職期間が三月未満の場合　百分の十五
二　十二月十五日を支給日とする期末手当
　在職期間が六月の場合　百分の百
　在職期間が三月以上六月未満の場合　百分の六十
　在職期間が三月未満の場合　百分の三十

第十九条の五を次のように改める。

（へき地手当）

第十九条の五　離島その他交通至難の地に所在する官署で人事院が指定するものに勤務する職員には、月額六百円以上三千円以内において人事院規則で定める額をへき地手当として支給する。

（研修手当）

第十九条の六　教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二条に規定する教育公務員である職員には、月額二千円をこえない範囲内において人事院規則で定める額を研修手当として支給する。

第二十二条第一項の改正規定中「三千円」を「三千六百円」に改める。

第二十三条の改正に関する部分中「次の一項」を「次の二項」に改め、同条第六項の改正規定を次のように改める。

6　第二項、第三項及び第五項の規定により給与を受ける職員に対しては、第十九条の四の規定に準じて人事院規則で定めるところにより、期末手当を支給する。

7　国家公務員法第七十九条の規定により休職にされた職員には、他の法律に別段の定がない限り、前六項に定める給与を除く外、他のいかなる給与も支給しない。

第二十三条の改正に関する部分の次に次のように加える。

第二十三条の次に次の一条を加える。

（未帰還職員の給与）

第二十三条の二　未帰還職員に対しては、第十九条の四の規定に準じて人事院規則で定めるところにより、期末手当を支給する。

附則の改正に関する部分を次のように改める。

附則第三項中「未帰還職員の給与」を「第二十三条の二に定めるものの外、未帰還職員の給与」に改める。

附則に次の一項を加える。

7　昭和二十七年においては　造幣局特別会計、印刷局特別会計、国有林野事業特別会計、アルコール専売事業特別会計又は郵政事業特別会計において給与を支弁する職員（管理又は監督の地位にある者及び機密の事務を取り扱う者を除く。）に対する第十九条の四の規定の適用については、同条第二項第二号中「百分の百」とあるのは「百分の百二十」と、「百分の六十」とあるのは「百分の　七十二」と、「百分の三十」とあるのは「百分の三十六」とそれぞれ読み替えるものとする。

別表の改正規定中別表第一から別表第五までを次のように改める。

別表第一　一般俸給表

（註）一級一号より三級二号までは政府案
他は勧告通り

俸給＼職務の級			一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級
俸給月額	一号俸	円	四,四〇〇	四,六〇〇	五,〇〇〇	五,五〇〇	六,五〇〇	八,二五〇	九,七五〇	一二,〇〇〇
	二号俸	円	四,五〇〇	四,七〇〇	五,一〇〇	五,七五〇	六,七五〇	八,五〇〇	一〇,二〇〇	一二,五〇〇
	三号俸	円	四,六〇〇	四,八〇〇	五,二〇〇	六,〇〇〇	七,〇〇〇	八,七五〇	一〇,六五〇	一三,〇〇〇
	四号俸	円	四,七〇〇	四,九〇〇	五,三五〇	六,二五〇	七,二五〇	九,〇〇〇	一一,一〇〇	一三,五〇〇
	五号俸	円	四,八〇〇	五,〇〇〇	五,五〇〇	六,五〇〇	七,五〇〇	九,二五〇	一一,五五〇	一四,〇〇〇
	六号俸	円	四,九〇〇	五,一〇〇	五,七五〇	六,七五〇	七,七五〇	九,五〇〇	一二,〇〇〇	一四,五〇〇
	七号俸	円		五,二〇〇	六,〇〇〇	七,〇〇〇	八,〇〇〇	九,七五〇	一二,五〇〇	一五,一五〇
	八号俸	円				七,二五〇	八,二五〇	一〇,二〇〇	一三,〇〇〇	一五,八〇〇
	九号俸	円					八,五〇〇	一〇,六五〇	一三,五〇〇	一六,四五〇
	十号俸	円					八,七五〇	一一,一〇〇	一四,〇〇〇	一七,一〇〇
	十一号俸	円						一一,五五〇		

職務の級＼俸給	俸給月額										
	一号俸	二号俸	三号俸	四号俸	五号俸	六号俸	七号俸	八号俸	九号俸	十号俸	十一号俸
九級	一四,五〇〇円	一五,二五〇	一五,八〇〇	一六,四五〇	一七,一〇〇	一七,七五〇	一八,四〇〇	一九,二〇〇	二〇,〇〇〇	二〇,八〇〇	
十級	一八,四〇〇	一九,二〇〇	二〇,〇〇〇	二〇,八〇〇	二一,六〇〇	二二,四〇〇	二三,二〇〇	二四,二〇〇			
十一級	二三,二〇〇	二四,二〇〇	二五,二〇〇	二六,二〇〇	二七,二〇〇	二八,二〇〇					
十二級	二八,二〇〇	二九,四〇〇	三〇,六〇〇	三一,八〇〇	三三,〇〇〇	三四,四〇〇					
十三級	三四,四〇〇	三五,八〇〇	三七,二〇〇	三八,八〇〇	四〇,四〇〇	四二,〇〇〇					
十四級	四二,〇〇〇	四三,六〇〇	四五,二〇〇	四六,八〇〇	四八,四〇〇	五〇,〇〇〇					
十五級	五五,四〇〇	六一,一〇〇	六七,六〇〇	七四,五〇〇							

別表第二　税務職員級別俸給表

（註）　一級一、二、三号は政府案　他は勧告通り

職務の級＼俸級	俸給月額													
	一号俸	二号俸	三号俸	四号俸	五号俸	六号俸	七号俸	八号俸	九号俸	十号俸	十一号俸	十二号俸	十三号俸	十四号俸
一級	五,〇〇〇円	五,一〇〇円	五,二〇〇円	五,三五〇円	五,五〇〇円	五,七五〇円	六,〇〇〇円	六,三五〇円	六,五〇〇円	円	円	円	円	円
二級	五,七五〇	六,〇〇〇	六,二五〇	六,五〇〇	六,七五〇	七,〇〇〇	七,二五〇	七,五〇〇	七,七五〇	八,〇〇〇	八,二五〇	八,五〇〇	八,七五〇	九,〇〇〇
三級	七,二五〇	七,五〇〇	七,七五〇	八,〇〇〇	八,二五〇	八,五〇〇	八,七五〇	九,〇〇〇	九,二五〇	九,五〇〇				
四級	九,二五〇	九,五〇〇	九,七五〇	一〇,二〇〇	一〇,六五〇	一一,一〇〇	一一,五五〇	一二,〇〇〇	一二,五〇〇	一三,〇〇〇	一三,五〇〇	一四,〇〇〇		
五級	一一,五五〇	一二,四〇〇	一二,五〇〇	一三,〇〇〇	一三,五〇〇	一四,〇〇〇	一四,五〇〇	一五,一五〇	一五,八〇〇	一六,四五〇	一七,一〇〇	一七,七五〇		
六級	一四,〇〇〇	一四,五〇〇	一五,一五〇	一五,八〇〇	一六,四五〇	一七,一〇〇	一七,七五〇	一八,四〇〇	一九,二〇〇	二〇,〇〇〇	二〇,八〇〇			
七級	一七,一〇〇	一七,七五〇	一八,四〇〇	一九,二〇〇	二〇,〇〇〇	二〇,八〇〇	二一,六〇〇	二二,四〇〇						
八級	二一,六〇〇	二二,四〇〇	二三,二〇〇	二四,二〇〇	二五,二〇〇	二六,二〇〇	二七,二〇〇							
九級	二四,二〇〇	二五,二〇〇	二六,二〇〇	二七,二〇〇	二八,二〇〇	二九,四〇〇								

別紙第三　警察職員・海上保安庁職員（人事院規則で指定する者に限る。）及び矯正職員級別俸給表

（註）　勧告と同じ

職務の級＼俸級	俸給月額												
	一号俸	二号俸	三号俸	四号俸	五号俸	六号俸	七号俸	八号俸	九号俸	十号俸	十一号俸	十二号俸	十三号俸
一級	六,二五〇円	六,五〇〇円	六,七五〇円	七,〇〇〇円	七,二五〇円	七,五〇〇円	七,七五〇円	八,〇〇〇円	八,二五〇円	八,五〇〇円	八,七五〇円	円	円

職務の級／俸給月額	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級
一号俸	七、七五〇	九、七五〇	一一、一〇〇	一四、〇〇〇	一七、一〇〇	二一、六〇〇	二三、二〇〇
二号俸	八、〇〇〇	九、五〇〇	一一、五〇〇	一四、五〇〇	一七、七五〇	二二、四〇〇	二四、二〇〇
三号俸	八、二五〇	九、七五〇	一二、〇〇〇	一五、一五〇	一八、四〇〇	二三、二〇〇	二五、二〇〇
四号俸	八、五〇〇	一〇、二〇〇	一二、五〇〇	一五、八〇〇	一九、二〇〇	二四、二〇〇	二六、二〇〇
五号俸	八、七五〇	一〇、六五〇	一三、〇〇〇	一六、四五〇	二〇、〇〇〇	二五、二〇〇	二七、二〇〇
六号俸	九、〇〇〇	一一、一〇〇	一三、五〇〇	一七、一〇〇	二〇、八〇〇	二六、二〇〇	二八、二〇〇
七号俸	九、二五〇	一一、五五〇	一四、〇〇〇	一七、七五〇	二一、六〇〇	二七、二〇〇	二九、四〇〇
八号俸	九、五〇〇	一二、〇〇〇	一四、五〇〇	一八、四〇〇	二二、四〇〇		
九号俸	九、七五〇	一二、五〇〇	一五、一五〇	一九、二〇〇			
十号俸	一〇、二〇〇	一三、〇〇〇	一五、八〇〇	二〇、〇〇〇			
十一号俸	一〇、六五〇		一六、四五〇	二〇、八〇〇			
十二号俸			一七、一〇〇				
十三号俸			一七、七五〇				

別表第四　船員級別俸給表

（註）　下は政府案、他は勧告

職務の級／俸給月額	一級
一号俸	四七〇〇円
二号俸	四、八〇〇円
三号俸	四九〇〇円
四号俸	五、〇〇〇円
五号俸	五、一〇〇円
六号俸	
七号俸	
八号俸	
九号俸	
十号俸	
十一号俸	

	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	十級	十一級	十二級
	四、九〇〇	五、三五〇	六、五〇〇	八、〇〇〇	九、五〇〇	一一、五五〇	一四、〇〇〇	一八、四〇〇	二一、六〇〇	二六、二〇〇	三一、八〇〇
	五、〇〇〇	五、五〇〇	六、七五〇	八、二五〇	九、七五〇	一二、〇〇〇	一四、五〇〇	一九、二〇〇	二二、四〇〇	二七、二〇〇	三三、〇〇〇
	五、一〇〇	五、七五〇	七、〇〇〇	八、五〇〇	一〇、二〇〇	一二、五〇〇	一五、一五〇	二〇、〇〇〇	二三、二〇〇	二八、二〇〇	三四、四〇〇
	五、二〇〇	六、〇〇〇	七、二五〇	八、七五〇	一〇、六五〇	一三、〇〇〇	一五、八〇〇	二〇、八〇〇	二四、二〇〇	二九、四〇〇	三五、八〇〇
	五、三五〇	六、二五〇	七、五〇〇	九、〇〇〇	一一、一〇〇	一三、五〇〇	一六、四五〇	二一、六〇〇	二五、二〇〇	三〇、六〇〇	三七、二〇〇
	五、五〇〇	六、五〇〇	七、七五〇	九、二五〇	一一、五五〇	一四、〇〇〇	一七、一〇〇	二二、四〇〇	二六、二〇〇	三一、八〇〇	三八、八〇〇
	五、七五〇	六、七五〇	八、〇〇〇	九、五〇〇	一二、〇〇〇	一四、五〇〇	一七、七五〇				
		七、〇〇〇	八、二五〇	九、七五〇	一二、五〇〇	一五、一五〇					
		七、二五〇	八、五〇〇								
			八、七五〇								
			九、〇〇〇								

別表第五　企業官庁職員級別俸給表

（註）　下は政府案　他は勧告

俸給月額

俸給＼職務の級	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級
一号俸	円 四,六〇〇	五,〇〇〇	五,五〇〇	六,五〇〇	八,二五〇	九,七五〇	一二,〇〇〇	一四,五〇〇	一八,四〇〇
二号俸	円 四,七〇〇	五,一〇〇	五,七五〇	六,七五〇	八,五〇〇	一〇,二〇〇	一二,五〇〇	一五,一五〇	一九,二〇〇
三号俸	四,八〇〇	五,二〇〇	六,〇〇〇	七,〇〇〇	八,七五〇	一〇,六五〇	一三,〇〇〇	一五,八〇〇	二〇,〇〇〇
四号俸	四,九〇〇	五,三五〇	六,二五〇	七,二五〇	九,〇〇〇	一一,一〇〇	一三,五〇〇	一六,四五〇	二〇,八〇〇
五号俸	五,〇〇〇	五,五〇〇	六,五〇〇	七,五〇〇	九,二五〇	一一,五五〇	一四,〇〇〇	一七,一〇〇	二一,六〇〇
六号俸	五,一〇〇	五,七五〇	六,七五〇	七,七五〇	九,五〇〇	一二,〇〇〇	一四,五〇〇	一七,七五〇	二二,四〇〇
七号俸	五,二〇〇	六,〇〇〇	七,〇〇〇	八,〇〇〇	九,七五〇	一二,五〇〇	一五,一五〇	一八,四〇〇	二三,二〇〇
八号俸		六,二五〇	七,二五〇	八,二五〇	一〇,二〇〇	一三,〇〇〇	一五,八〇〇	一九,二〇〇	二四,二〇〇
九号俸		六,五〇〇	七,五〇〇	八,五〇〇	一〇,六五〇	一三,五〇〇	一六,四五〇	二〇,〇〇〇	二五,二〇〇
十号俸			七,七五〇	八,七五〇	一一,一〇〇	一四,〇〇〇	一七,一〇〇	二〇,八〇〇	二六,二〇〇
十一号俸			八,〇〇〇	九,〇〇〇	一一,五五〇	一四,五〇〇	一七,七五〇	二一,六〇〇	
十二号俸				九,二五〇	一二,〇〇〇	一五,一五〇	一八,四〇〇	二二,四〇〇	
十三号俸				九,五〇〇	一二,五〇〇	一五,八〇〇	一九,二〇〇		
十四号俸				九,七五〇	一三,〇〇〇				

附則第一項及び第三項中「十一月一日」を「八月一日」に改める。

附則第四項中「十一月二日」を「八月二日」に改める。

附則第七項中「改正前の法」の下に「、国家公務員に対する年末手当の支給に関する法律（昭和二十五年法律第二百六十六号）」を加え、「（昭和二十七年法律第　　号）」を「（昭和二十七年法律第三百十三号）」に改める。

附則第九項中「（昭和二十五年法律第二百六十六号）」を削る。

附則第十項を次のように改める。

10　昭和二十七年における改正後の法第十九条の四の規定の適用については、同条中「六月十五日及び十二月十五日（これらの日が日曜日に当るときは、その　日）」又は「十二月十五日」とあるのは「一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第　　　号）施行の日から五日以内」と、「それぞれその日」又は「それぞれその支給日」とあるのは「同法施行の日」と、「支給日以前」とあるのは「同法施行の日以前」と、「左の各号」とあるのは「第二号」と読み替えるものとする。

附則第十二項中「、勤勉手当」を削り、「、期末手当及び勤勉手当」を「及び期末手当」に、「第十九条の六」を「第十九条の七」に改める。

附則第十三項中「、期末手当及び勤務手当」を「及び期末手当」に改める。

附則別表を次のように改める。

附則別表

俸給の新旧対照表

号俸	改正前の法の適用により切替日以後この法律施行の際までの期間内の日において受けていた俸給月額	新俸給月額
一	三、六〇〇円	四、四〇〇円
二	三、七〇〇	四、五〇〇
三	三、八〇〇	四、六〇〇
四	三、九〇〇	四、七〇〇
五	四、〇〇〇	四、八〇〇
六	四、一〇〇	四、九〇〇
七	四、二〇〇	五、〇〇〇
八	四、三〇〇	五、一〇〇
九	四、四〇〇	五、二〇〇
一〇	四、五〇〇	五、三五〇
一一	四、六〇〇	五、五〇〇
一二	四、七〇〇	五、七五〇
一三	四、九〇〇円	六、〇〇〇円
一四	五、〇五〇	六、二五〇
一五	五、二〇〇	六、五〇〇
一六	五、三五〇	六、七五〇
一七	五、五〇〇	七、〇〇〇
一八	五、七〇〇	七、二五〇
一九	五、九〇〇	七、五〇〇
二〇	六、一〇〇	七、七五〇
二一	六、三〇〇	八、〇〇〇
二二	六、五〇〇	八、二五〇
二三	六、七〇〇	八、五〇〇
二四	六、九〇〇	八、七五〇
二五	七、一〇〇円	九、〇〇〇円
二六	七、三〇〇	九、二五〇
二七	七、五五〇	九、五〇〇
二八	七、八〇〇	九、七五〇
二九	八、〇五〇	一〇、二〇〇
三〇	八、三〇〇	一〇、六五〇
三一	八、六〇〇	一一、一〇〇
三二	八、九〇〇	一一、五五〇
三三	九、二五〇	一二、〇〇〇
三四	九、六〇〇	一二、五〇〇
三五	九、九五〇	一三、〇〇〇
三六	一〇、三〇〇	一三、五〇〇
三七	一〇、六五〇	一四、〇〇〇
三八	一一、〇〇〇	一四、五〇〇
三九	一一、四〇〇	一五、一五〇
四〇	一一、八〇〇	一五、八〇〇
四一	一二、二〇〇	一六、四五〇
四二	一二、六〇〇	一七、一〇〇
四三	一三、〇〇〇	一七、七五〇
四四	一三、五〇〇	一八、四〇〇
四五	一四、〇〇〇	一九、二〇〇
四六	一四、五〇〇	二〇、〇〇〇
四七	一五、〇〇〇	二〇、八〇〇
四八	一五、五〇〇	二一、六〇〇
四九	一六、〇〇〇	二二、四〇〇
五〇	一六、六〇〇	二三、二〇〇
五一	一七、二〇〇	二四、二〇〇
五二	一七、八〇〇	二五、二〇〇
五三	一八、四〇〇	二六、二〇〇
五四	一九、〇〇〇	二七、二〇〇
五五	一九、六〇〇	二八、二〇〇
五六	二〇、四〇〇	二九、四〇〇
五七	二一、二〇〇	三〇、六〇〇
五八	二二、〇〇〇	三一、八〇〇
五九	二二、八〇〇	三三、〇〇〇
六〇	二三、六〇〇	三四、四〇〇
六一	二四、四〇〇	三五、八〇〇
六二	二五、二〇〇	三七、二〇〇
六三	二六、二〇〇	三八、八〇〇
六四	二七、二〇〇	四〇、四〇〇
六五	二八、二〇〇	四二、〇〇〇
六六	二九、二〇〇	四三、六〇〇
六七	三〇、三〇〇	四五、二〇〇
六八	三一、四〇〇	四六、八〇〇
六九	三二、五〇〇	四八、四〇〇
七〇	三三、六〇〇	五〇、〇〇〇
七一	三四、七〇〇	五一、六〇〇
七二	三六、〇〇〇	五三、五〇〇
七三	三七、三〇〇	五五、四〇〇
七四	三八、六〇〇	五七、三〇〇
七五	三九、九〇〇	五九、二〇〇
七六	四一、二〇〇	六一、一〇〇
七七	四二、五〇〇	六三、〇〇〇
七八	四四、〇〇〇	六五、三〇〇
七九	四五、五〇〇	六七、六〇〇
八〇	四七、〇〇〇	六九、九〇〇
八一	四八、五〇〇	七二、二〇〇
八二	五〇、〇〇〇	七四、五〇〇

(B)

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案

（緑風会提出修正案）

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

別表第一から別表第六までの改正規定中別表第一から別表第五までの各表の末尾にそれぞれ次の備考を加える。

備考　本表は、暫定的のものであって、なるべく速かに合理的改訂を加えるものとする。

(C)

給与法審議における各種修正試案（参考資料）

給与法の審議に当っては、前述の如く野党三派（社左　社右、改）の修正案が提出されて否決、緑風会の修正案が提出されて可決されるに至ったものであるが、この間に種種の修正試案が検討された。これらは何れも正式に発案されるには至らなかったものであるが参考のためその資料をとりまとめた。

修正試案の内容概略説明

イ　勤勉手当及び奨励手当（能率給的な性格の手当）は削除し、その代りに期末手当の支給額を倍額に修正する。

俸給表は勧告通りに修正し、之にともなって非常勤職員給与並びに昇給間差額も勧告通りに修正する。

昭和二十七年八月一日より施行する。但し別表第六（勤務地手当支給地域区分）は、仝年十一月一日より施行する。

（資料　A）

ロ　勤勉手当及び奨励手当を削除し、その代りに期末手当の支給額を倍額に修正する。

（資料　B）

ハ、俸給表（別表第一から第五迄及び附則別表）を修正する。

（俸給表は勧告、政府案の何れにもよらないもの。）

（資料 C）

ニ 俸給表（別表オ一からオ五迄及び附則別表）を勧告通りに修正する。之にともなつて非常勤耺員給与並びに昇給間差額も勧告通りに修正する。

（資料 D）

ホ、法律の効力を昭和二十八年三月三十一日限りとする。

（資料 E）

資料 A

一般耺の耺員の給与に関する法律の一部を改正する法律案修正案

一般耺の耺員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第五条の改正規定中「、夜勤手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当」を「、夜勤手当、宿日直手当及び期末手当」に改める。

第八条の改正規定中「六百円」を「六百五十円」に、「千四百円」を「千六百円」に改める。

第十九条の改正規定中「、夜勤手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当」を「、夜勤手当、宿日直手当及び期末手当」に改め、「同条を第十九条の六とする。」を「同条を第十九条の五とする。」に改める。

「第十九条の次に次の四条を加える。」を「第十九条の次に次の三条を加える。」に改める。

第十九条の四第二項の改正規定中「百分の五十」を「百分の百」に、「百分の三十」を「百分の六十」に、「百分の十五」を「百分の三十」に改める。

第十九条の五の改正規定を削除する。

第二十三条第一項の改正規定中「三千円」を「三千六百円」に改める。

附則の改正規定中第七項、第八項及び第九項を削除する。

別表第一から別表第五までの改正規定を次のように改める。

別表第一　一般俸給表　（人事院勧告俸給表）

俸給	俸給月額										
職務の級	一号俸 円	二号俸 円	三号俸 円	四号俸 円	五号俸 円	六号俸 円	七号俸 円	八号俸 円	九号俸 円	十号俸 円	十一号俸 円
一級	四、三〇〇	四、四〇〇	四、五〇〇	四、六〇〇	四、七〇〇	四、八〇〇					
二級	四、五〇〇	四、六〇〇	四、七〇〇	四、八〇〇	四、九〇〇	五、〇五〇	五、二〇〇				
三級	四、八〇〇	五、〇五〇	五、二〇〇	五、三五〇	五、五〇〇	五、七五〇	六、〇〇〇				
四級	五、五〇〇	五、七五〇	六、〇〇〇	六、二五〇	六、五〇〇	六、七五〇	七、〇〇〇	七、二五〇			
五級	六、五〇〇	六、七五〇	七、〇〇〇	七、二五〇	七、五〇〇	七、七五〇	八、〇〇〇	八、二五〇	八、五〇〇	八、七五〇	
六級	八、二五〇	八、五〇〇	八、七五〇	九、〇〇〇	九、二五〇	九、五〇〇	九、七五〇	一〇、二〇〇	一〇、六五〇	一一、一〇〇	一一、五五〇
七級	九、七五〇	一〇、二〇〇	一〇、六五〇	一一、一〇〇	一一、五五〇	一二、〇〇〇	一二、五〇〇	一三、〇〇〇	一三、五〇〇	一四、〇〇〇	
八級	一二、〇〇〇	一二、五〇〇	一三、〇〇〇	一三、五〇〇	一四、〇〇〇	一四、五〇〇	一五、一五〇	一五、八〇〇	一六、四五〇	一七、一〇〇	
九級	一四、五〇〇	一五、一五〇	一五、八〇〇	一六、四五〇	一七、一〇〇	一七、七五〇	一八、四〇〇	一九、二〇〇	二〇、〇〇〇	二〇、八〇〇	
十級	一八、四〇〇	一九、二〇〇	二〇、〇〇〇	二〇、八〇〇	二一、六〇〇	二二、四〇〇	二三、二〇〇	二四、二〇〇			
十一級	二三、二〇〇	二四、二〇〇	二五、二〇〇	二六、二〇〇	二七、二〇〇	二八、二〇〇					
十二級	二八、二〇〇	二九、四〇〇	三〇、六〇〇	三一、八〇〇	三三、〇〇〇	三四、四〇〇					
十三級	三四、四〇〇	三五、八〇〇	三七、二〇〇	三八、六〇〇	四〇、四〇〇	四二、〇〇〇					
十四級	四二、〇〇〇	四三、六〇〇	四五、二〇〇	四六、八〇〇	四八、四〇〇	五〇、〇〇〇					
十五級	五五、四〇〇	六一、一〇〇	六七、六〇〇	七四、五〇〇							

別表第二　税務職員級別俸給表

	俸給／職務の級		一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級
俸給月額	一号俸	円	四,九〇〇	五,七五〇	七,二五〇	九,二五〇	一一,五五〇	一四,〇〇〇	一七,一〇〇	二一,六〇〇	二四,二〇〇
	二号俸	円	五,〇五〇	六,〇〇〇	七,五〇〇	九,五〇〇	一二,四〇〇	一四,五〇〇	一七,七五〇	二二,四〇〇	二五,二〇〇
	三号俸	円	五,二〇〇	六,二五〇	七,七五〇	九,七五〇	一二,五〇〇	一五,一五〇	一八,四〇〇	二三,二〇〇	二六,二〇〇
	四号俸	円	五,三五〇	六,五〇〇	八,〇〇〇	一〇,二〇〇	一三,〇〇〇	一五,八〇〇	一九,二〇〇	二四,二〇〇	二七,二〇〇
	五号俸	円	五,五〇〇	六,七五〇	八,二五〇	一〇,六五〇	一三,五〇〇	一六,四五〇	二〇,〇〇〇	二五,二〇〇	二八,二〇〇
	六号俸	円	五,七五〇	七,〇〇〇	八,五〇〇	一一,一〇〇	一四,〇〇〇	一七,一〇〇	二〇,八〇〇	二六,二〇〇	二九,四〇〇
	七号俸	円	六,〇〇〇	七,二五〇	八,七五〇	一一,五五〇	一四,五〇〇	一七,七五〇	二一,六〇〇	二七,二〇〇	
	八号俸	円	六,二五〇	七,五〇〇	九,〇〇〇	一二,〇〇〇	一五,一五〇	一八,四〇〇	二二,四〇〇		
	九号俸	円	六,五〇〇	七,七五〇	九,二五〇	一二,五〇〇	一五,八〇〇	一九,二〇〇			
	十号俸	円		八,〇〇〇	九,五〇〇	一三,〇〇〇	一六,四五〇	二〇,〇〇〇			
	十一号俸	円		八,二五〇		一三,五〇〇	一七,一〇〇	二〇,八〇〇			
	十二号俸	円		八,五〇〇		一四,〇〇〇	一七,七五〇				
	十三号俸	円		八,七五〇							
	十四号俸	円		九,〇〇〇							

別表第三　警察職員、海上保安庁職員（人事院規則で指定する者に限る。）及び矯正職員級別俸給表

	俸級／職務の級		一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級
俸給月額	一号俸	円	六,二五〇	七,七五〇	九,二五〇	一一,一〇〇	一四,〇〇〇	一七,一〇〇	二一,六〇〇	二三,二〇〇
	二号俸	円	六,五〇〇	八,〇〇〇	九,五〇〇	一一,五五〇	一四,五〇〇	一七,七五〇	二二,四〇〇	二四,二〇〇
	三号俸	円	六,七五〇	八,二五〇	九,七五〇	一二,〇〇〇	一五,一五〇	一八,四〇〇	二三,二〇〇	二五,二〇〇
	四号俸	円	七,〇〇〇	八,五〇〇	一〇,二〇〇	一二,五〇〇	一五,八〇〇	一九,二〇〇	二四,二〇〇	二六,二〇〇
	五号俸	円	七,二五〇	八,七五〇	一〇,六五〇	一三,〇〇〇	一六,四五〇	二〇,〇〇〇	二五,二〇〇	二七,二〇〇
	六号俸	円	七,五〇〇	九,〇〇〇	一一,一〇〇	一三,五〇〇	一七,一〇〇	二〇,八〇〇	二六,二〇〇	二八,二〇〇
	七号俸	円	七,七五〇	九,二五〇	一一,五五〇	一四,〇〇〇	一七,七五〇	二一,六〇〇	二七,二〇〇	二九,四〇〇
	八号俸	円	八,〇〇〇	九,五〇〇	一二,〇〇〇	一四,五〇〇	一八,四〇〇	二二,四〇〇		
	九号俸	円	八,二五〇	九,七五〇	一二,五〇〇	一五,一五〇	一九,二〇〇			
	十号俸	円	八,五〇〇	一〇,二〇〇	一三,〇〇〇	一五,八〇〇	二〇,〇〇〇			
	十一号俸	円	八,七五〇	一〇,六五〇		一六,四五〇	二〇,八〇〇			
	十二号俸	円				一七,一〇〇				
	十三号俸	円				一七,七五〇				

別表第四　船員級別俸給表

職務の級＼俸給	俸給月額										
	一号俸	二号俸	三号俸	四号俸	五号俸	六号俸	七号俸	八号俸	九号俸	十号俸	十一号俸
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
一級	四、六〇〇	四、七〇〇	四、八〇〇	四、九〇〇	五、〇五〇						
二級	四、八〇〇	四、九〇〇	五、〇五〇	五、二〇〇	五、三五〇	五、五〇〇	五、七五〇				
三級	五、三五〇	五、五〇〇	五、七五〇	六、〇〇〇	六、二五〇	六、五〇〇	六、七五〇	七、〇〇〇	七、二五〇		
四級	六、五〇〇	六、七五〇	七、〇〇〇	七、二五〇	七、五〇〇	七、七五〇	八、〇〇〇	八、二五〇	八、五〇〇	八、七五〇	九、〇〇〇
五級	八、〇〇〇	八、二五〇	八、五〇〇	八、七五〇	九、〇〇〇	九、二五〇	九、五〇〇	九、七五〇			
六級	九、五〇〇	九、七五〇	一〇、二〇〇	一〇、六五〇	一一、一〇〇	一一、五五〇	一二、〇〇〇	一二、五〇〇			
七級	一一、五五〇	一二、〇〇〇	一二、五〇〇	一三、〇〇〇	一三、五〇〇	一四、〇〇〇	一四、五〇〇	一五、一五〇			
八級	一四、〇〇〇	一四、五〇〇	一五、一五〇	一五、八〇〇	一六、四五〇	一七、一〇〇	一七、七五〇				
九級	一八、四〇〇	一九、二〇〇	二〇、〇〇〇	二〇、八〇〇	二一、六〇〇	二二、四〇〇					
十級	二一、六〇〇	二二、四〇〇	二三、二〇〇	二四、二〇〇	二五、二〇〇	二六、二〇〇					
十一級	二六、二〇〇	二七、二〇〇	二八、二〇〇	二九、四〇〇	三〇、六〇〇	三一、八〇〇					
十二級	三一、八〇〇	三三、〇〇〇	三四、四〇〇	三五、八〇〇	三七、二〇〇	三八、八〇〇					

別表第五　企業官庁職員級別俸給表

職務の級＼俸給	俸給月額													
	一号俸	二号俸	三号俸	四号俸	五号俸	六号俸	七号俸	八号俸	九号俸	十号俸	十一号俸	十二号俸	十三号俸	十四号俸
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
一級	四、五〇〇	四、六〇〇	四、七〇〇	四、八〇〇	四、九〇〇	五、〇五〇	五、二〇〇							
二級	四、九〇〇	五、〇五〇	五、二〇〇	五、三五〇	五、五〇〇	五、七五〇	六、〇〇〇	六、二五〇	六、五〇〇					
三級	五、五〇〇	五、七五〇	六、〇〇〇	六、二五〇	六、五〇〇	六、七五〇	七、〇〇〇	七、二五〇	七、五〇〇	七、七五〇	八、〇〇〇			
四級	六、五〇〇	六、七五〇	七、〇〇〇	七、二五〇	七、五〇〇	七、七五〇	八、〇〇〇	八、二五〇	八、五〇〇	八、七五〇	九、〇〇〇	九、二五〇	九、五〇〇	九、七五〇
五級	八、二五〇	八、五〇〇	八、七五〇	九、〇〇〇	九、二五〇	九、五〇〇	九、七五〇	一〇、二〇〇	一〇、六五〇	一一、一〇〇	一一、五五〇	一二、〇〇〇	一二、五〇〇	一三、〇〇〇
六級	九、七五〇	一〇、二〇〇	一〇、六五〇	一一、一〇〇	一一、五五〇	一二、〇〇〇	一二、五〇〇	一三、〇〇〇	一三、五〇〇	一四、〇〇〇	一四、五〇〇	一五、一五〇	一五、八〇〇	
七級	一二、〇〇〇	一二、五〇〇	一三、〇〇〇	一三、五〇〇	一四、〇〇〇	一四、五〇〇	一五、一五〇	一五、八〇〇	一六、四五〇	一七、一〇〇	一七、七五〇	一八、四〇〇	一九、二〇〇	
八級	一四、五〇〇	一五、一五〇	一五、八〇〇	一六、四五〇	一七、一〇〇	一七、七五〇	一八、四〇〇	一九、二〇〇	二〇、〇〇〇	二〇、八〇〇	二一、六〇〇	二二、四〇〇		
九級	一八、四〇〇	一九、二〇〇	二〇、〇〇〇	二〇、八〇〇	二一、六〇〇	二二、四〇〇	二三、二〇〇	二四、二〇〇	二五、二〇〇	二六、二〇〇				

改正法律案の附則第一項を次のように改める。

1　この法律は、公布の日から施行し、第八条　第二十二条及び別表第一から別表第五までの改正規定並びに附則第三項から第八項までの規定は、昭和二十七年八月一日から、別表第六の改正規定は、昭和二十七年十一月一日から適用する。

改正法律案の附則第三項中「十一月一日」を「八月一日」に改める。

改正法律案の附則第四項中「十一月二日」を「八月二日」に改める。

改正法律案の附則第十項を削除し、第十一項を第十項とし、以下順次一項づつ繰上げる。

改正法律案の附則第十二項中の改正規定中「扶養手当、期末手当、勤勉手当」を「扶養手当、期末手当」に、「扶養手当、期末手当及び勤勉手当」を「、扶養手当及び期末手当」に、「、年末手当、期末手当及び勤勉手当」を「、年末手当及び期末手当」に、「年末手当、期末手当及び勤勉手当」を「年末手当及び期末手当」に、「第十九条の六」を「第十九条の五」に改める。

改正法律案の附則第十三項の改正規定中「、期末手当及び勤勉手当」を「及び期末手当」に改める。

附則別表の改正規定を次のように改める。

附則別表　俸給の新旧対照表

号俸	改正前の法の適用により切替日以降この法律施行の際までの期間内の日において受けていた俸給月額	新俸給月額
一	三、六〇〇	四、三〇〇
二	三、七〇〇	四、四〇〇
三	三、八〇〇	四、五〇〇
四	三、九〇〇	四、六〇〇
五	四、〇〇〇	四、七〇〇
六	四、一〇〇	四、八〇〇
七	四、二〇〇	四、九〇〇
八	四、三〇〇	五、〇五〇
九	四、四〇〇	五、二〇〇
一〇	四、五〇〇	五、三五〇
一一	四、六〇〇	五、五〇〇
一二	四、七五〇	五、七五〇
一三	四、九〇〇	六、〇〇〇
一四	五、〇五〇	六、二五〇
一五	五、二〇〇	六、五〇〇
一六	五、三五〇	六、七五〇
一七	五、五〇〇	七、〇〇〇
一八	五、七〇〇	七、二五〇

号俸	改正前の法の適用により切替日以降この法律施行の際までの期間内の日において受けていた俸給月額	新俸給月額
一九	五、九〇〇	七、五〇〇
二〇	六、一〇〇	七、七五〇
二一	六、三〇〇	八、〇〇〇
二二	六、五〇〇	八、二五〇
二三	六、七〇〇	八、五〇〇
二四	六、九〇〇	八、七五〇
二五	七、一〇〇	九、〇〇〇
二六	七、三〇〇	九、二五〇
二七	七、五五〇	九、五〇〇
二八	七、八〇〇	九、七五〇
二九	八、〇五〇	一〇、二〇〇
三〇	八、三〇〇	一〇、六五〇
三一	八、六〇〇	一一、一〇〇
三二	八、九〇〇	一一、五五〇
三三	九、二五〇	一二、〇〇〇
三四	九、六〇〇	一二、五〇〇
三五	九、九五〇	一三、〇〇〇
三六	一〇、三〇〇	一三、五〇〇
三七	一〇、六五〇	一四、〇〇〇
三八	一一、〇〇〇	一四、五〇〇
三九	一一、四〇〇	一五、一五〇
四〇	一一、八〇〇	一五、八〇〇
四一	一二、二〇〇	一六、四五〇
四二	一二、六〇〇	一七、一〇〇
四三	一三、〇〇〇	一七、七五〇
四四	一三、五〇〇	一八、四〇〇
四五	一四、〇〇〇	一九、二〇〇
四六	一四、五〇〇	二〇、〇〇〇
四七	一五、〇〇〇	二〇、八〇〇
四八	一五、五〇〇	二一、六〇〇
四九	一六、〇〇〇	二二、四〇〇
五〇	一六、六〇〇	二三、二〇〇
五一	一七、二〇〇	二四、二〇〇
五二	一七、八〇〇	二五、二〇〇
五三	一八、四〇〇	二六、二〇〇
五四	一九、〇〇〇	二七、二〇〇
五五	一九、六〇〇	二八、二〇〇
五六	二〇、四〇〇	二九、四〇〇
五七	二一、二〇〇	三〇、六〇〇
五八	二二、〇〇〇	三一、八〇〇
五九	二二、八〇〇	三三、〇〇〇
六〇	二三、六〇〇	三四、四〇〇
六一	二四、四〇〇	三五、八〇〇
六二	二五、二〇〇	三七、二〇〇
六三	二六、二〇〇	三八、八〇〇
六四	二七、二〇〇	四〇、四〇〇
六五	二八、二〇〇	四二、〇〇〇
六六	二九、二〇〇	四三、六〇〇
六七	三〇、三〇〇	四五、二〇〇
六八	三一、四〇〇	四六、八〇〇
六九	三二、五〇〇	四八、四〇〇
七〇	三三、六〇〇	五〇、〇〇〇
七一	三四、七〇〇	五一、六〇〇
七二	三六、〇〇〇	五三、五〇〇
七三	三七、三〇〇	五五、四〇〇
七四	三八、六〇〇	五七、三〇〇
七五	三九、九〇〇	五九、二〇〇
七六	四一、二〇〇	六一、一〇〇
七七	四二、五〇〇	六三、〇〇〇
七八	四四、〇〇〇	六五、三〇〇
七九	四五、五〇〇	六七、六〇〇
八〇	四七、〇〇〇	六九、九〇〇
八一	四八、五〇〇	七二、二〇〇
八二	五〇、〇〇〇	七四、五〇〇

資料　B

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案修正案

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第五条の改正規定中「、夜勤手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当」を「、夜勤手当、宿日直手当及び期末手当」に改める。

第十九条の改正規定中「、夜勤手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当」を「、夜勤手当、宿日直手当及び期末手当」に改め、「同条を第十九条の六とする。」を「同条を第十九条の五とする。」に改める。

「第十九条の次に次の四条を加える。」を「第十九条の次に次の三条を加える。」に改める。

第十九条の四第二項の改正規定中「百分の五十」を「百分の百」に、「百分の三十」を「百分の六十」に、「百分の十五」を「百分の三十」に改める。

第十九条の五の改正規定を削除する。

附則の改正規定中第七項、第八項及び第九項を削除する。

改正法律案の附則第十項を削除し、第十一項を第十項とし、以下順次一項づゝ繰上げる。

改正法律案の附則第十二項中の改正規定中「扶養手当、期末手当、勤勉手当」を「扶養手当、期末手当」に、「、扶養手当、期末手当及び勤勉手当」を「、扶養手当及び期末手当」に、「、年末手当、期末手当及び勤勉手当」を「、年末手当及び期末手当」に、「年末手当、期末手当及び勤勉手当」を「年末手当及び期末手当」に、「第十九条の六」を「第十九条の五」に改める。

改正法律案の附則第十三項の改正規定中「、期末手当及び勤勉手当」を「及び期末手当」に改める。